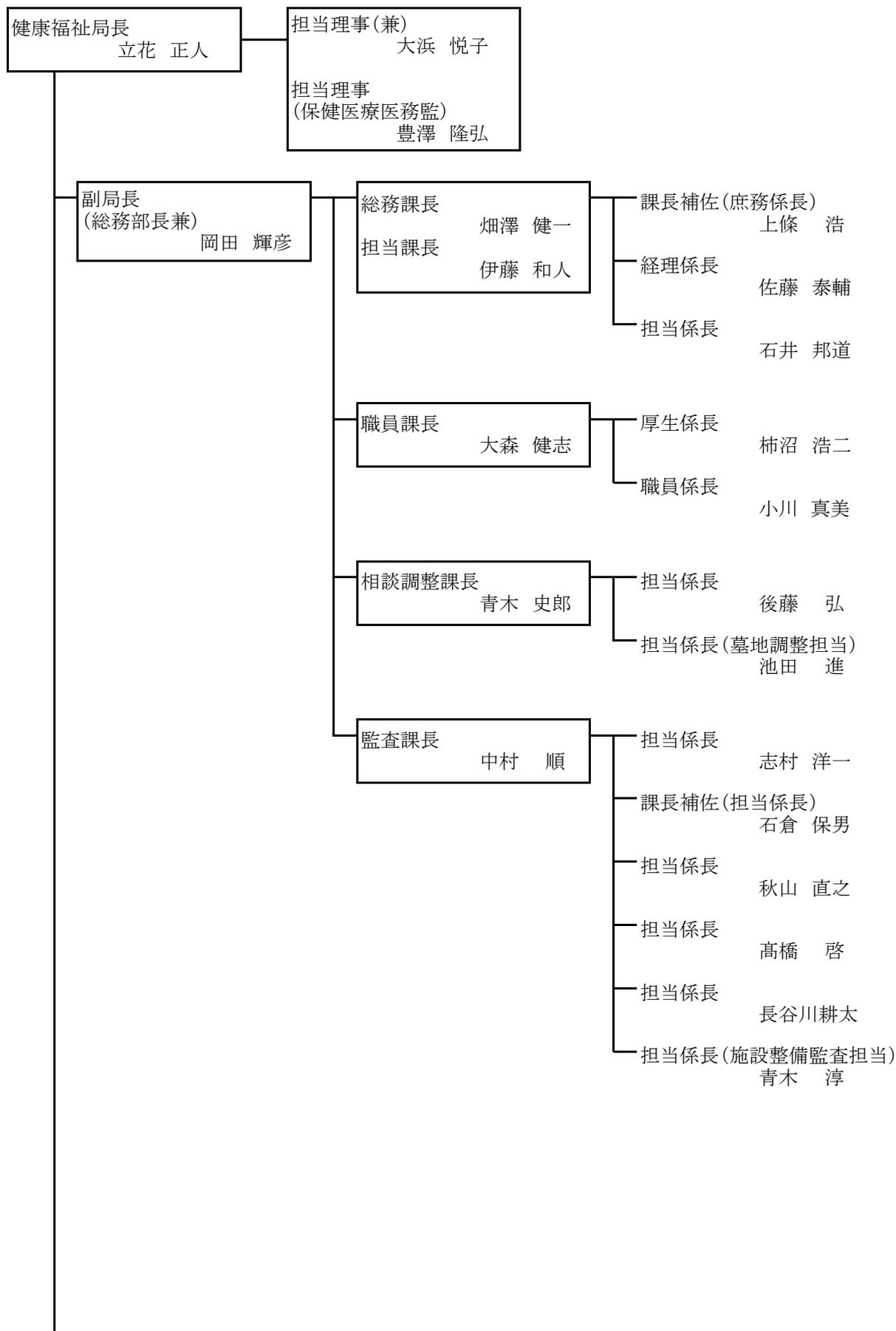


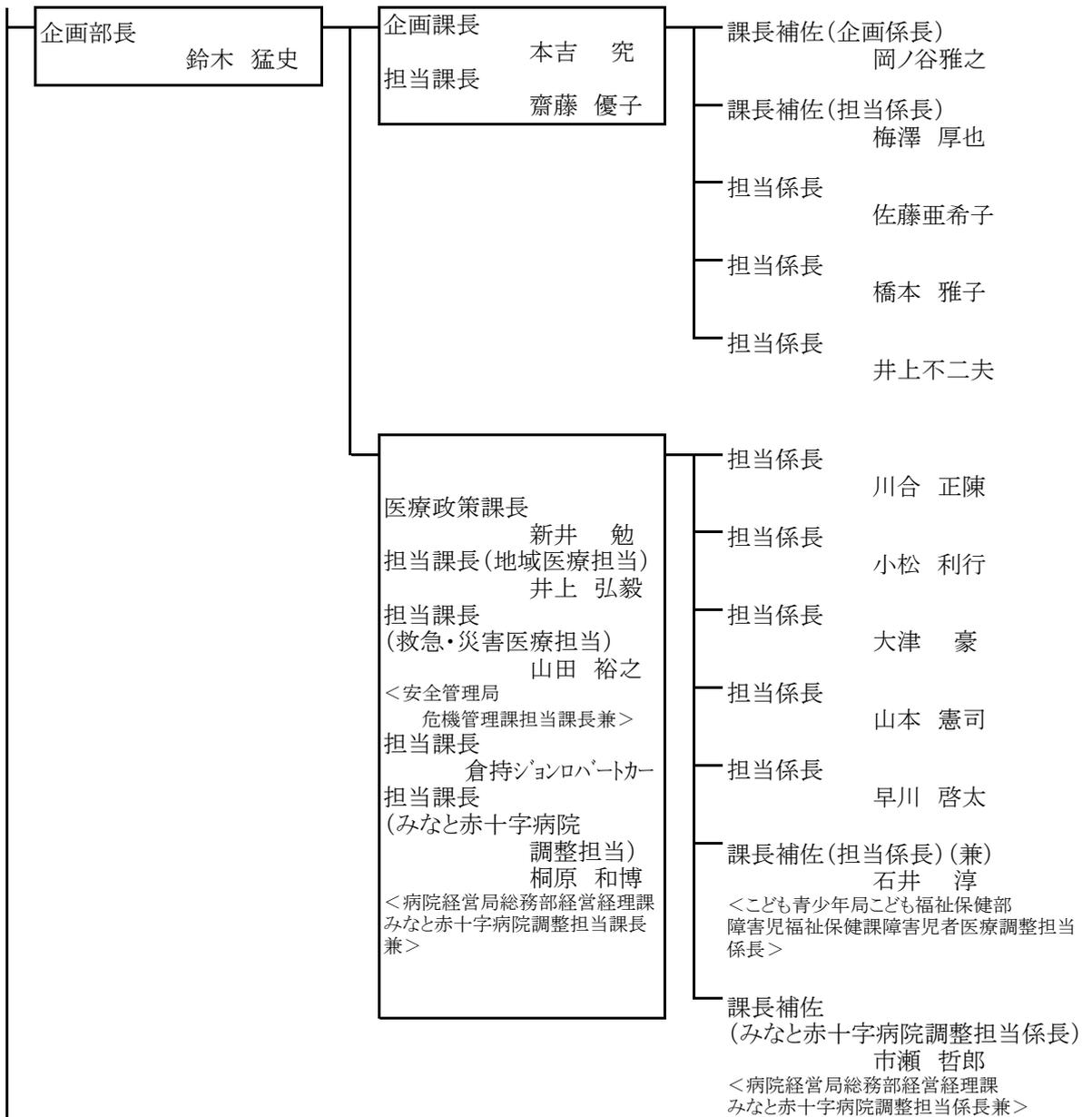
機構及び事務分掌

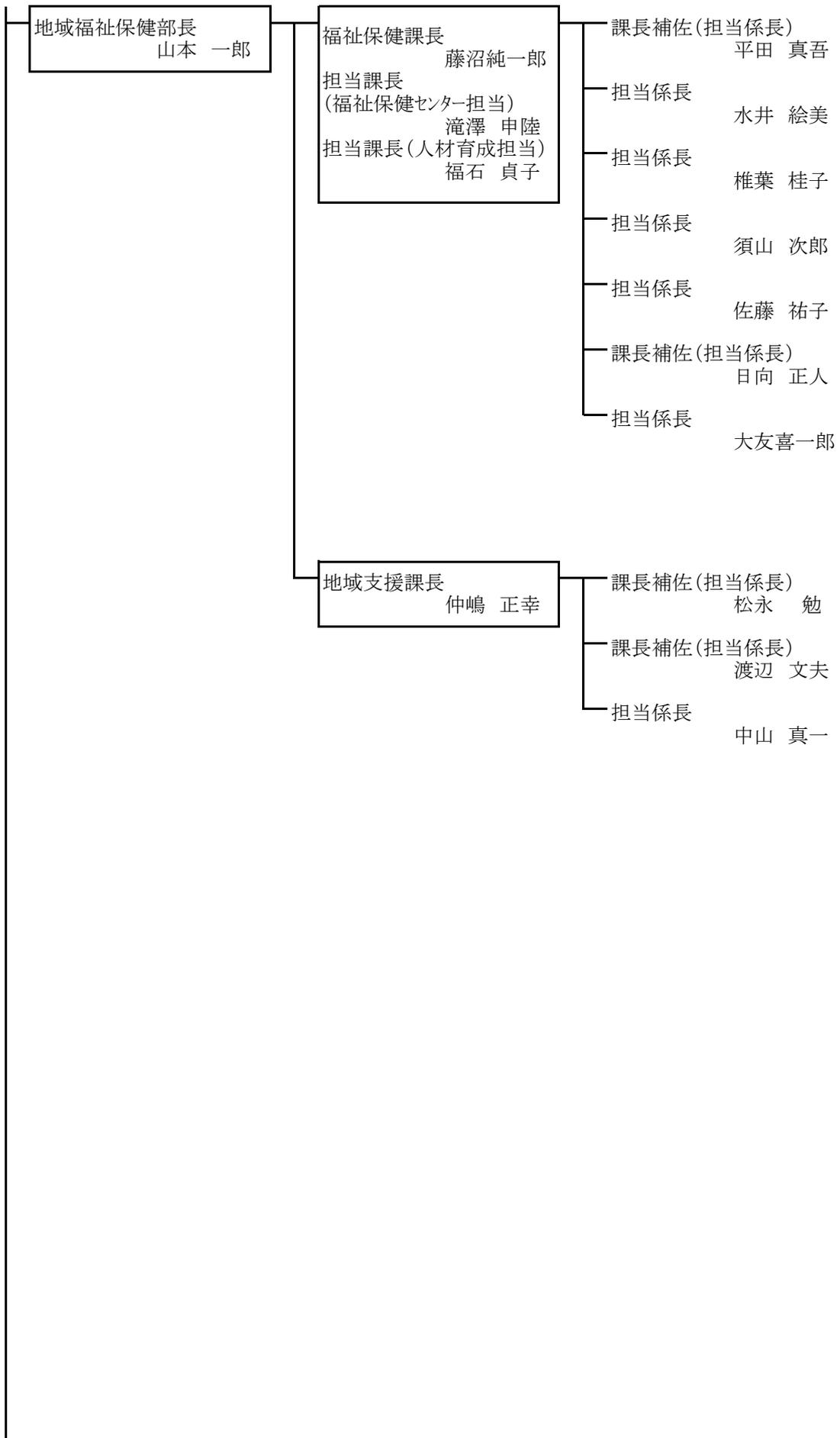
(平成 21 年 6 月)

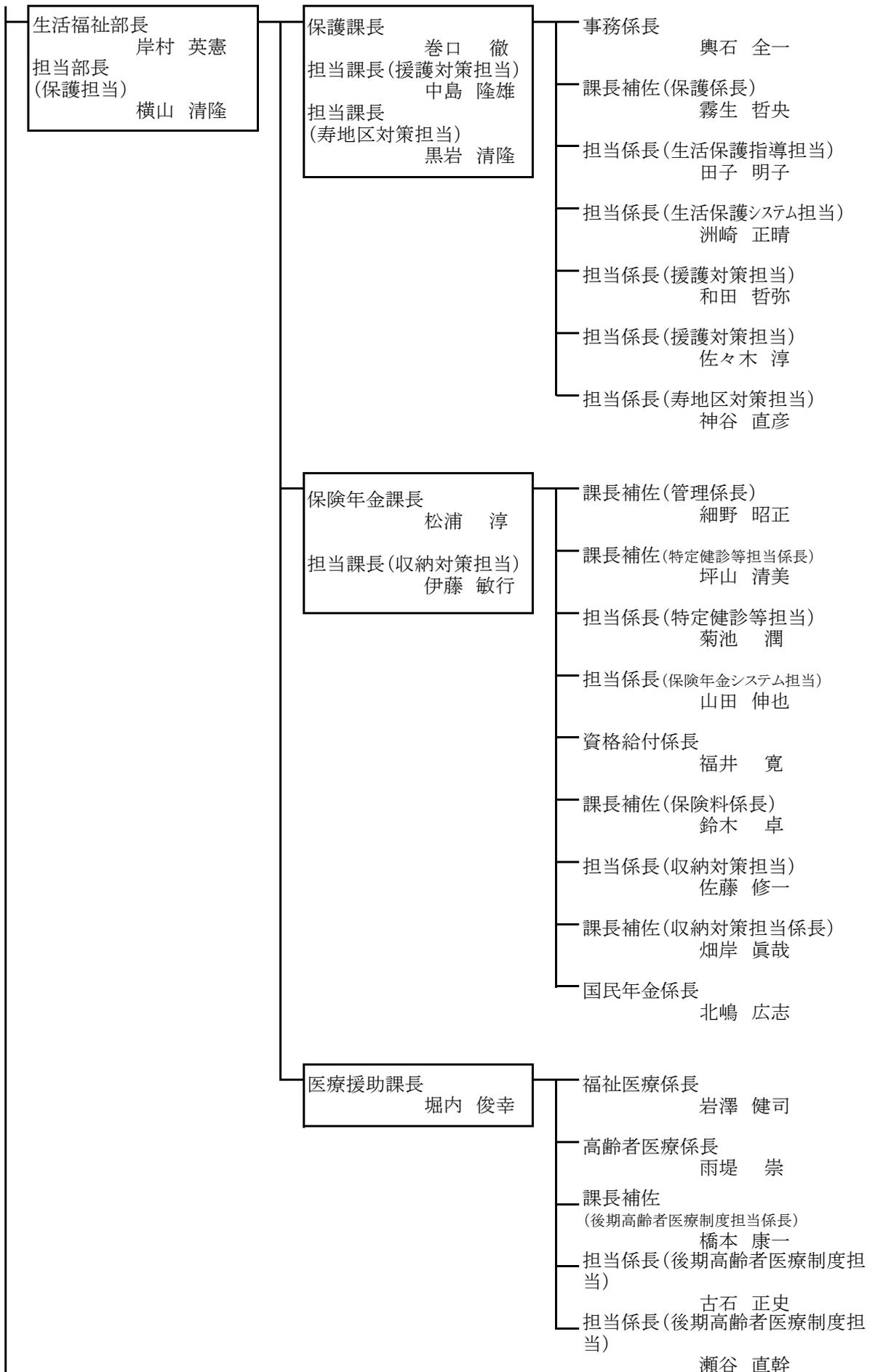
健康福祉局

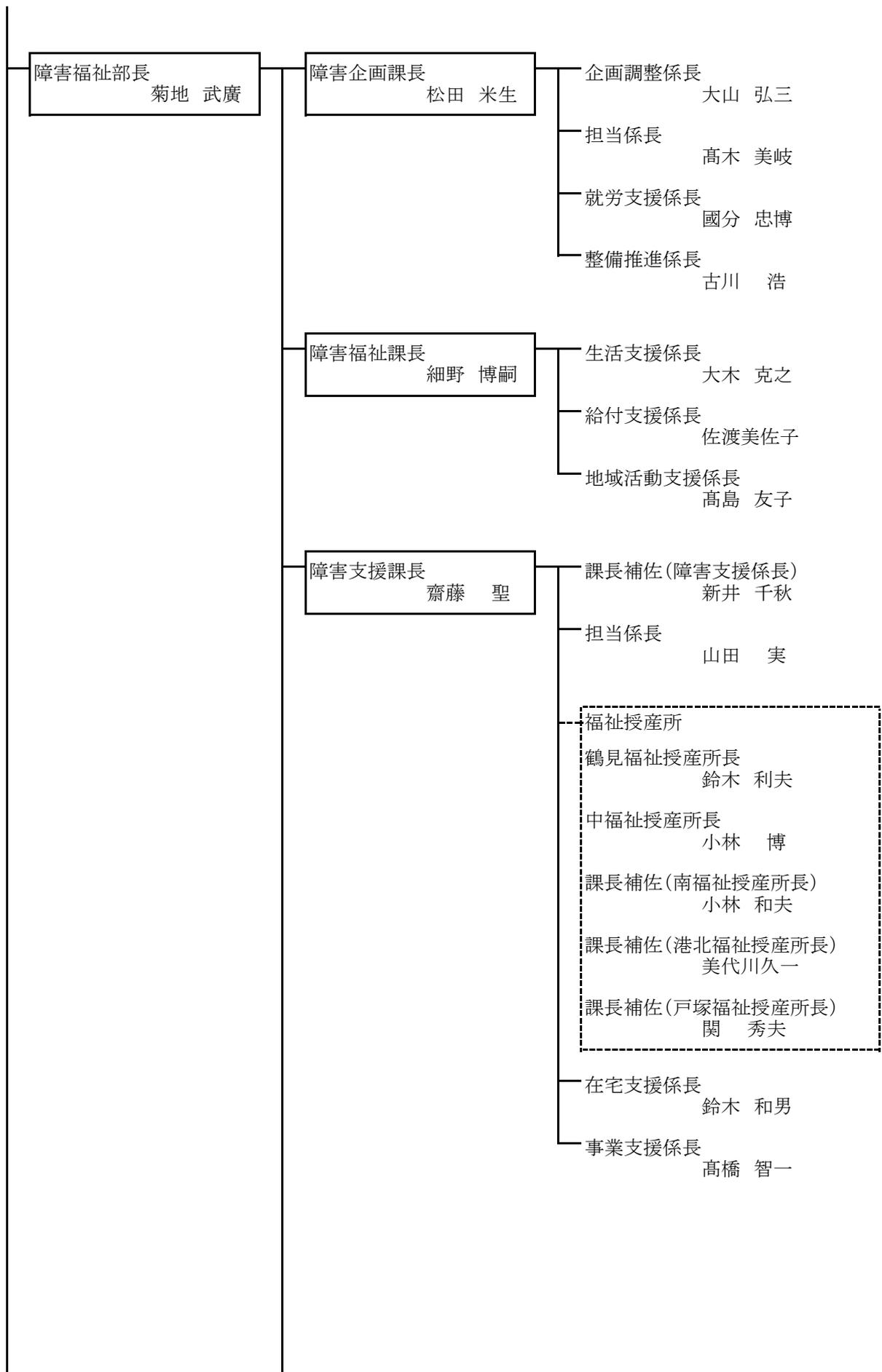
健康福祉局機構図(平成21年6月3日現在)

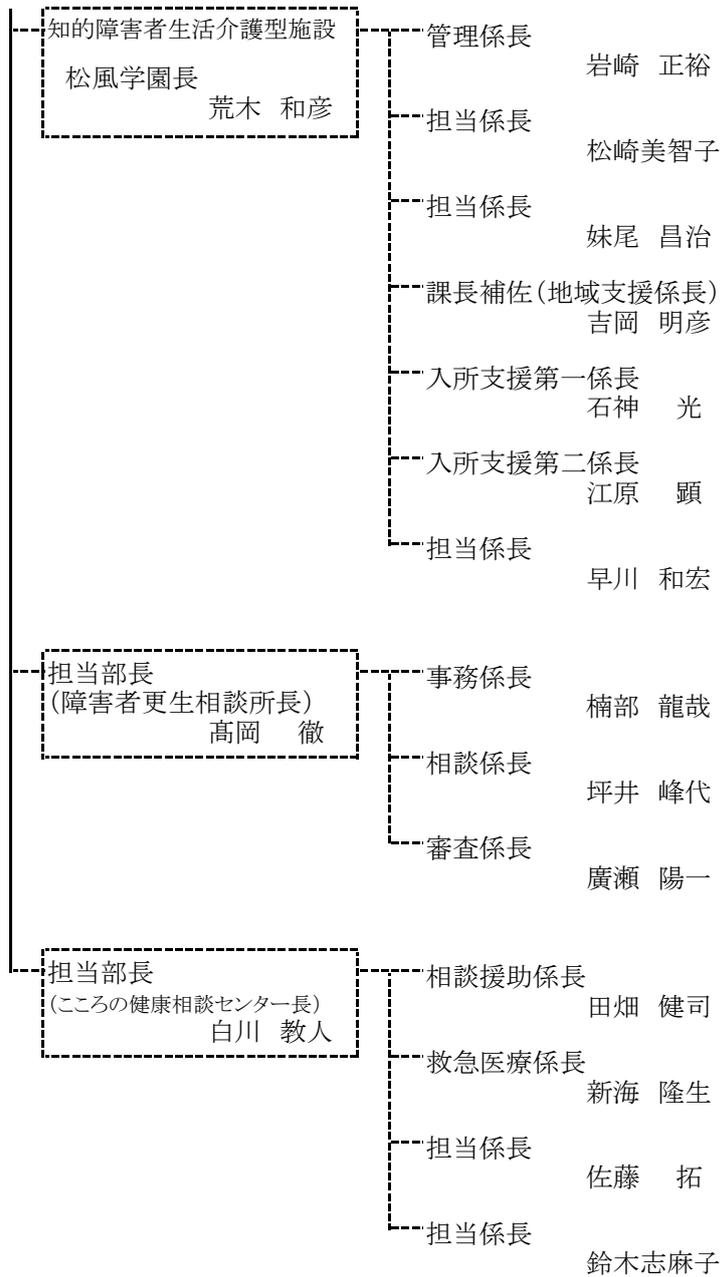


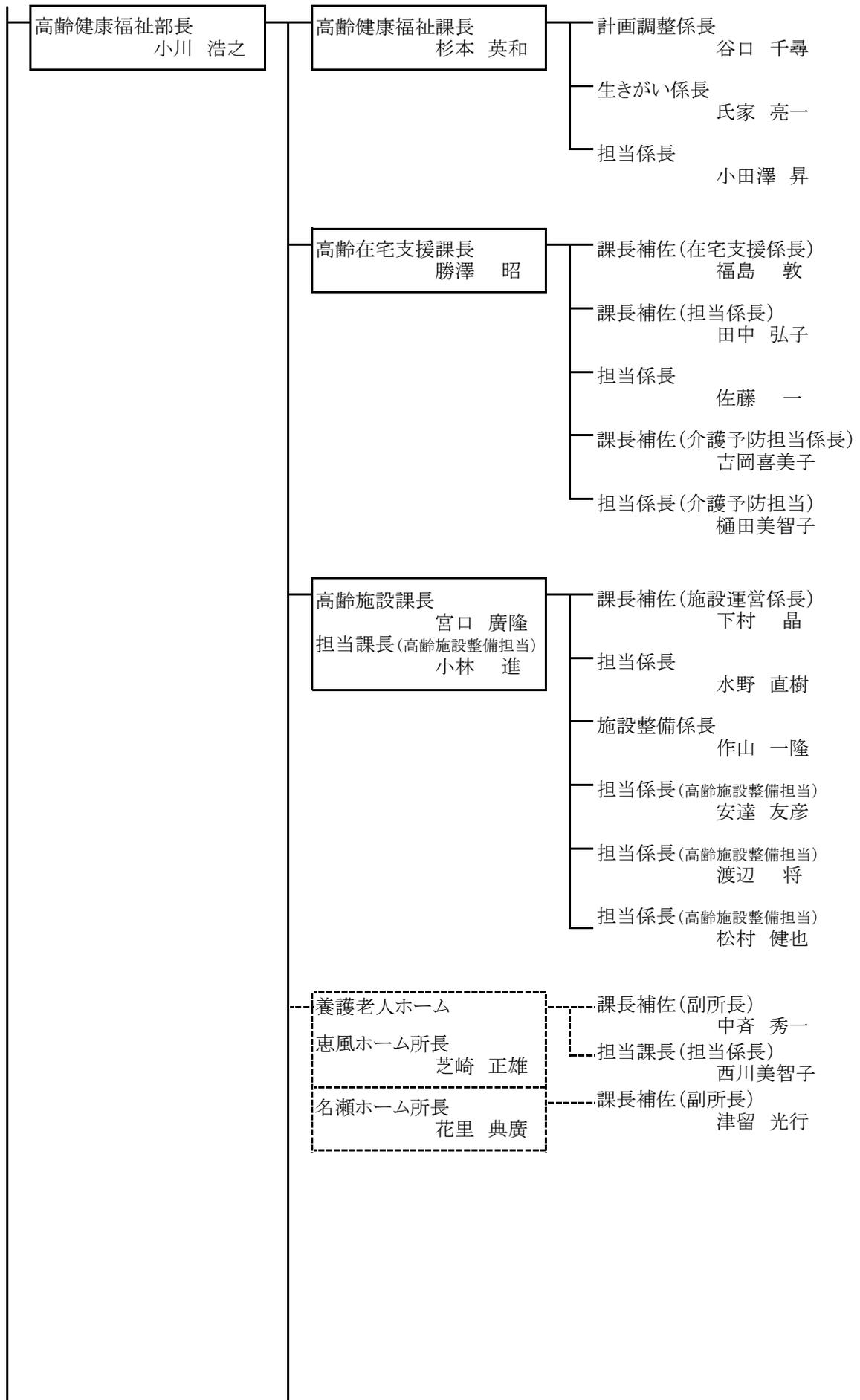


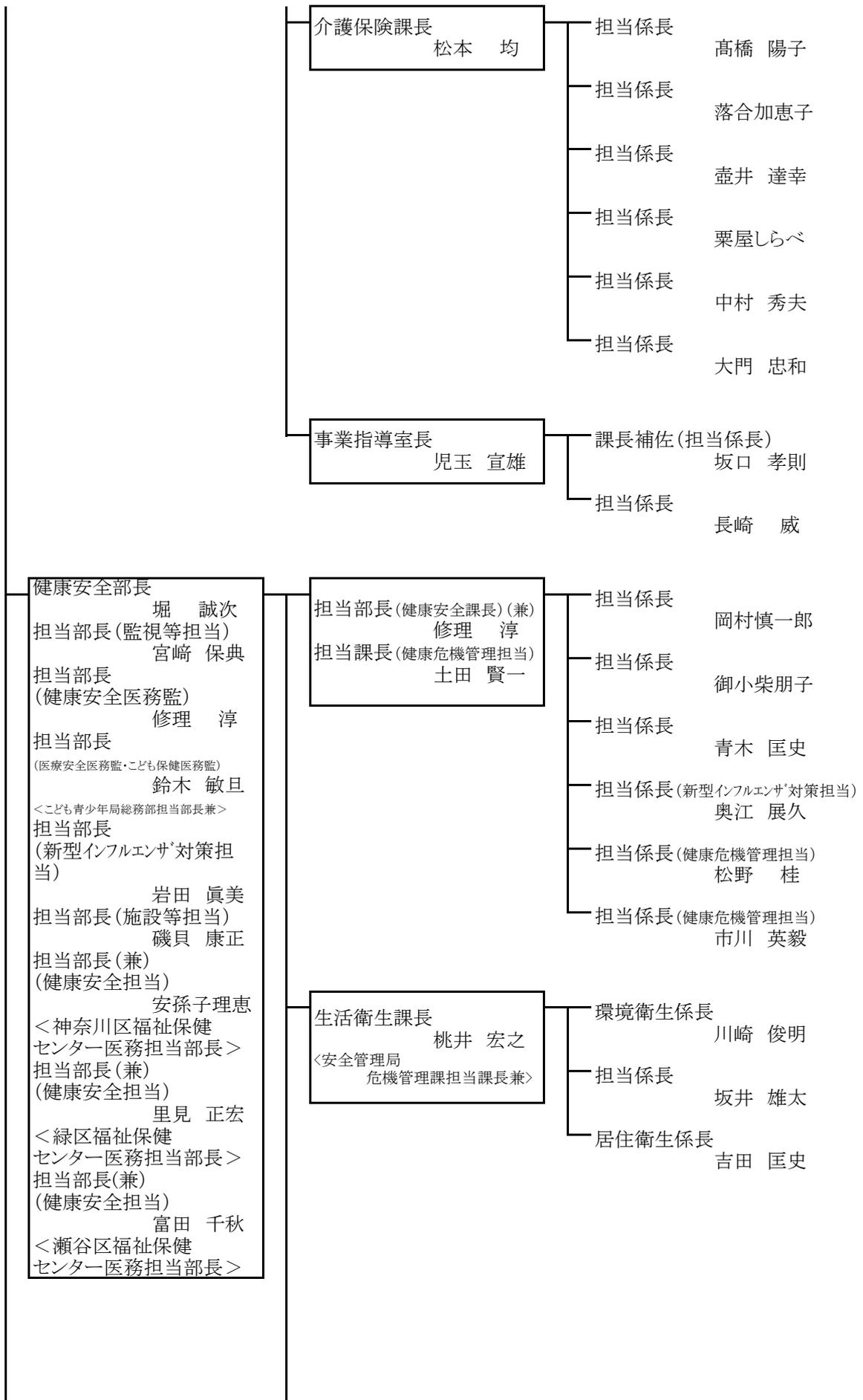


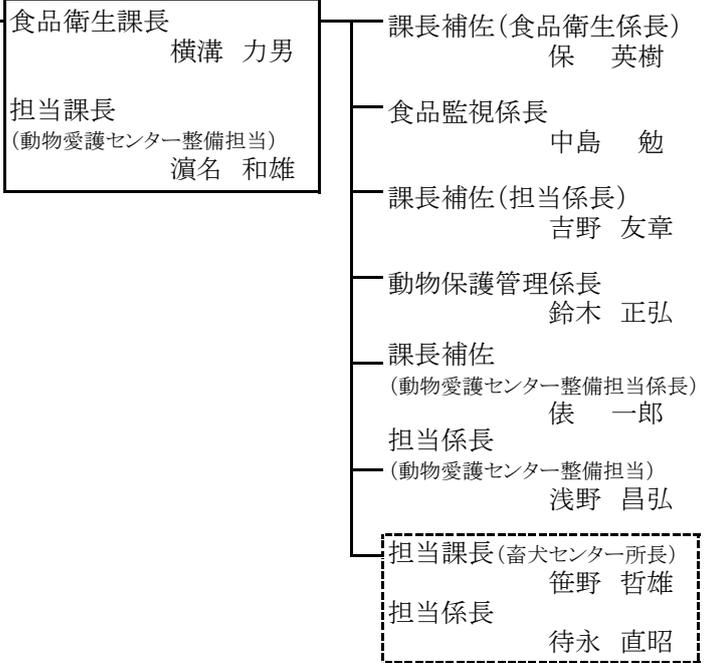




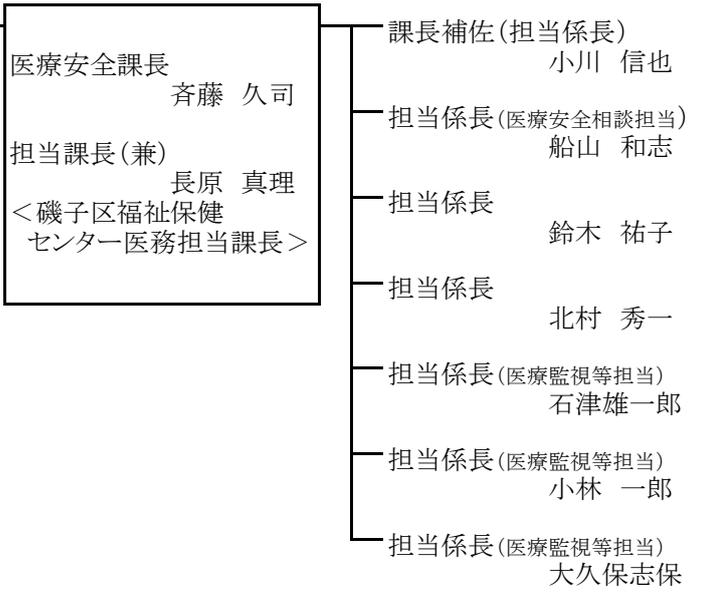


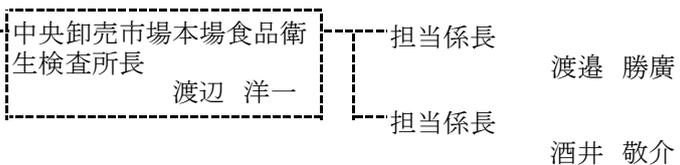
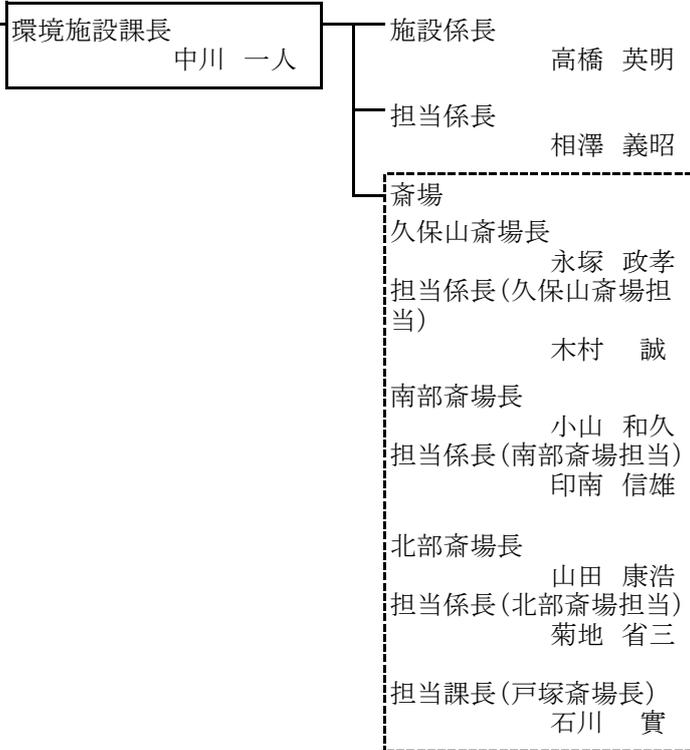
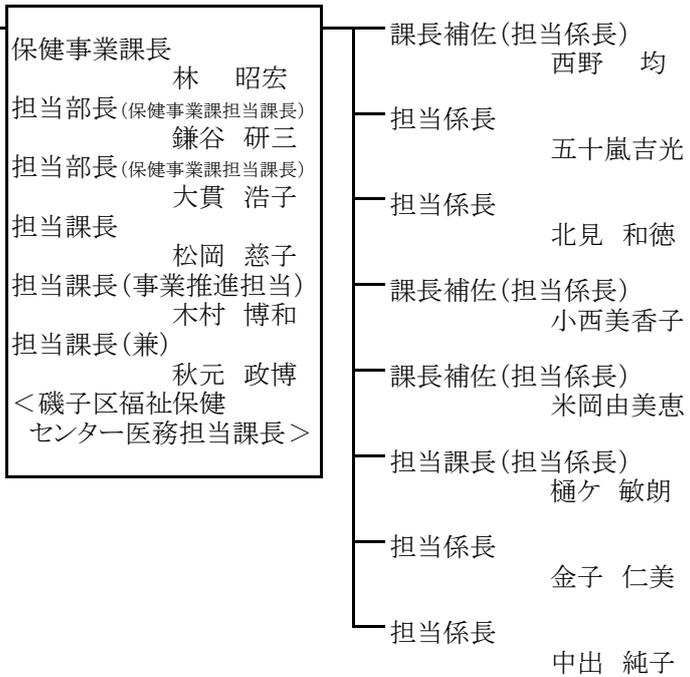


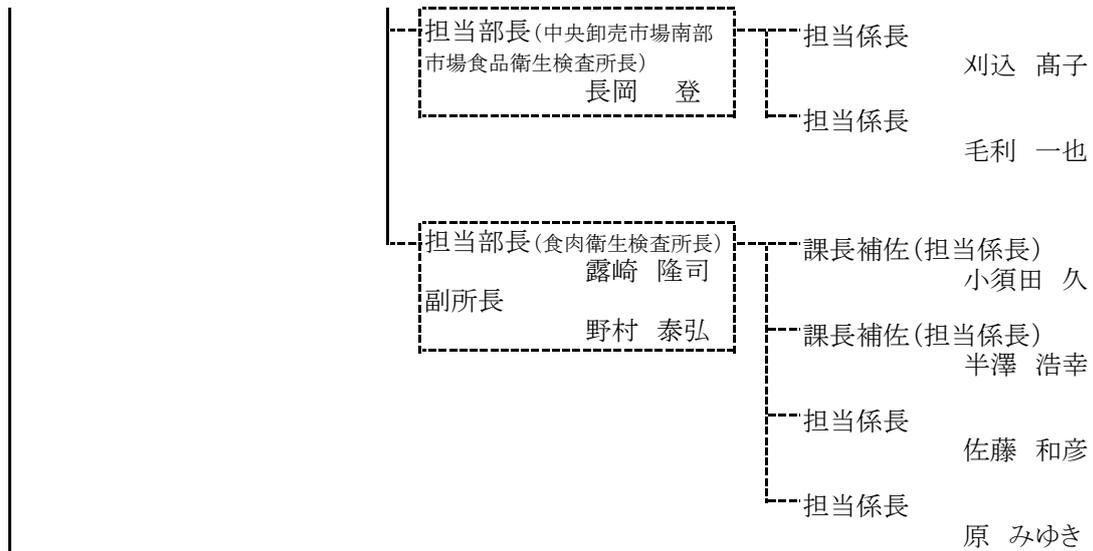




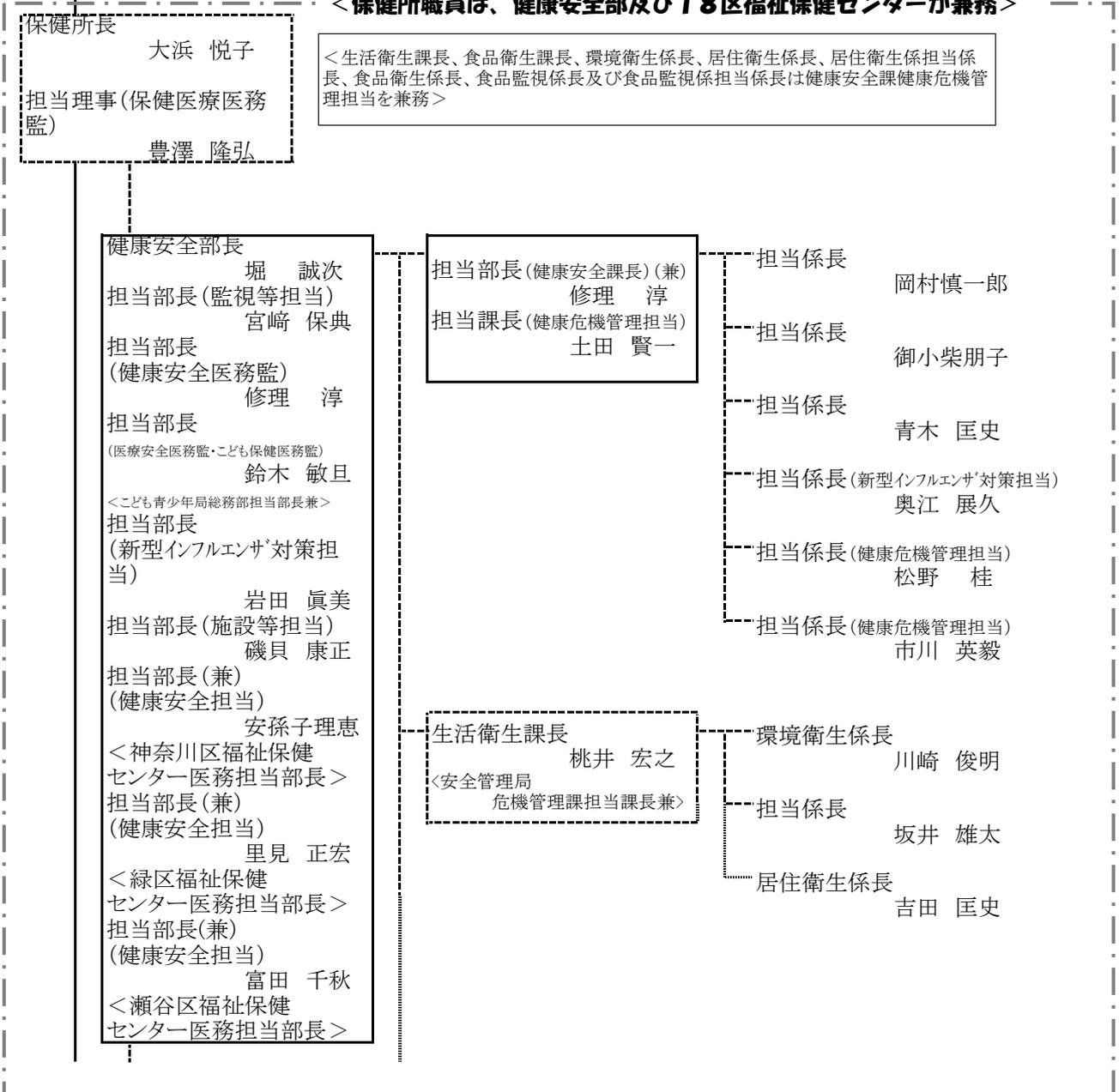
<生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品監視係担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

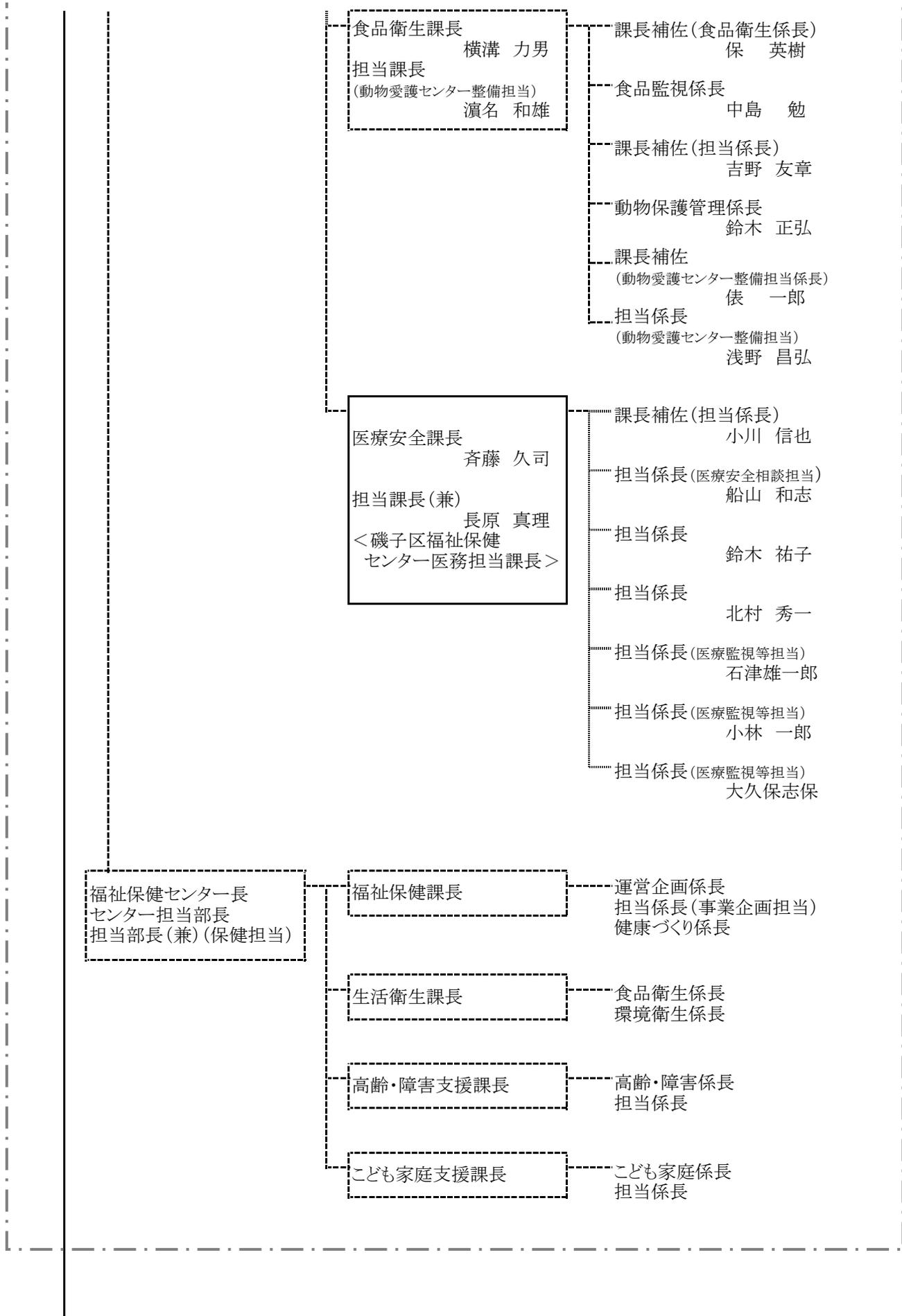


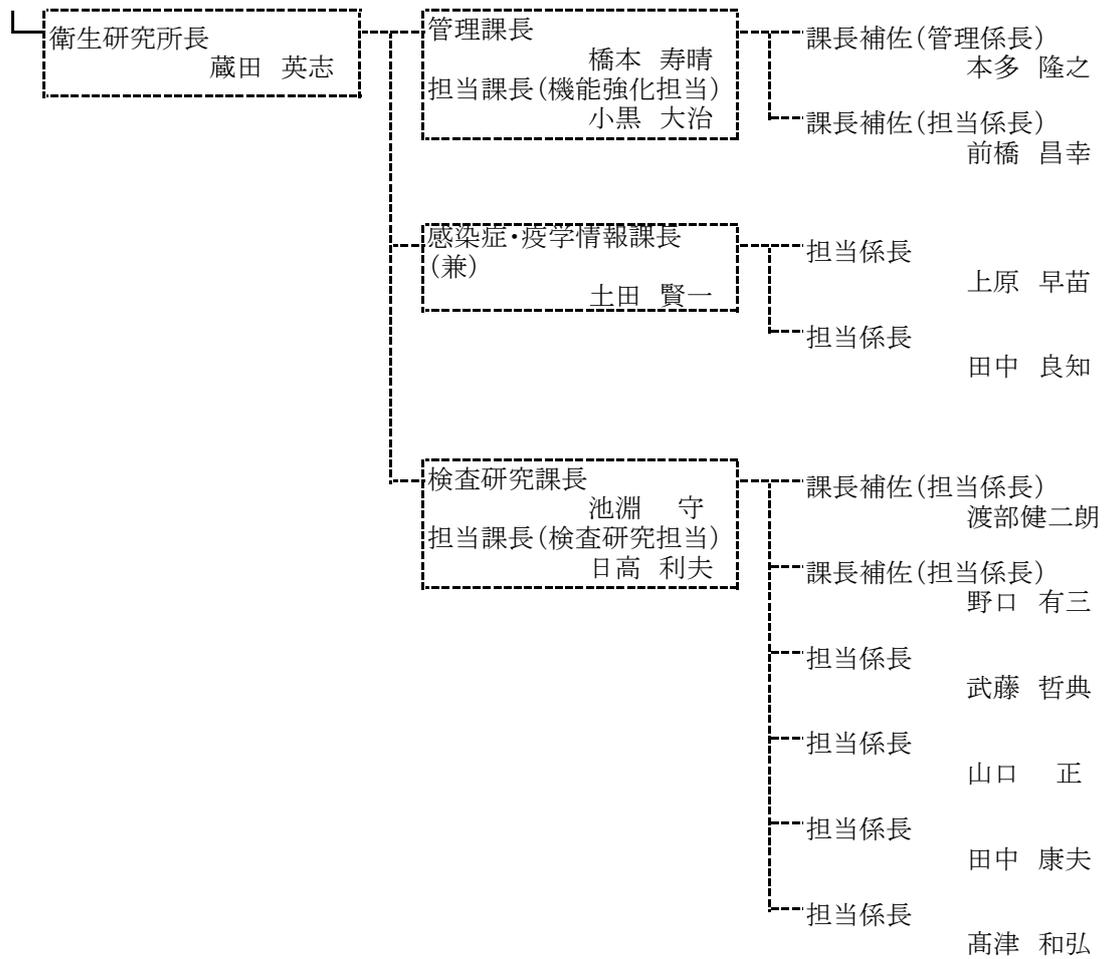




＜保健所職員は、健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務＞







健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の部、課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 部内他の課の主管に属しないこと。

医療政策課

- (1) 医療政策の総合調整に関すること。
- (2) 地域医療に関すること。
- (3) 救急医療に関すること。
- (4) 医療団体に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 医療従事者の確保に関すること。
- (6) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (7) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること。
- (8) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (9) 港湾病院の精算業務に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者避難支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関する事。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関する事。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関する事。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- (7) 私立の保護施設の助成に関する事。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (9) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (11) 保護統計調査に関する事。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 医療券等の審査に関する事。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (15) 被保護者の就労支援に関する事。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (19) 寿地区対策に関する事。
- (20) ホームレスの自立支援に関する事。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (22) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (23) 部内他の課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障

害程度審査委員会に関すること。

- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (9) その他医療費助成に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 障害者の就業支援に関すること。
- (7) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (8) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (9) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者自立支援法（以下この項中「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (11) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (12) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (13) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。

- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事。
- (9) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (11) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する事。
- (12) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関する事（横浜市こころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (13) 障害者の生活環境の整備に関する事。
- (14) 特別乗車券に関する事。
- (15) その他障害者個人に対する給付に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (16) その他障害者団体に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関する事（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 横浜市障害者更生相談所及び横浜市こころの健康相談センターとの連絡調整に関する事。
- (3) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (4) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (5) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事。
- (6) 障害者施設の指導及び調整に関する事。
- (7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事。
- (8) 精神科病院の現地指導に関する事。
- (9) 医療社会事業に関する事。
- (10) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (12) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関する事。
- (13) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (14) 自立生活アシスタントに関する事。
- (15) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関する事。
- (16) 精神障害者の退院促進支援に関する事。
- (17) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに市町村整備計画に関すること。
- (3) 老人クラブに関すること。
- (4) 老人福祉センター等に関すること。
- (5) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (6) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課、室の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護予防拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (6) 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び訪問看護ステーション事業者の支援及び育成に関すること。
- (7) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）への指導及び調整に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告及び改善命令に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 介護保険施設（介護老人福祉施設を除く。）の建設に対する助成に関すること。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (7) 介護保険制度の広報に関すること。
- (8) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (9) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (10) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (11) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

事業指導室

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令、指定効力停止及び指定取消に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (4) 介護保険制度における住宅改修事業者の登録等に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 環境衛生関係団体に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (4) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。
- (5) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。
- (6) 衛生研究所に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) 動物の愛護及び管理に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項第3号並びに第4条生活衛生課の項第13号及び第14号に掲げる事務を除く。）。
- (5) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関すること。
- (6) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。）。
- (7) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関すること。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第 3 号及び第 4 号並びに同条生活衛生課の項第 11 号及び第 16 号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の成分等の掲示内容の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場及び消毒所の施設の検査、事情の聴取、立入検査、特別の施設の設置命令及び薬品類等の検査等並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 次条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務の総括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和 61 年厚生省令第 39 号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令(昭和 21 年勅令第 447 号)に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。)に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号)に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の

収容に関すること。

- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 医療施設調査規則(昭和 28 年厚生省令第 25 号)、患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び瀬谷福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。))に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

こども家庭障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センター)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

事業概要

(平成21年6月)

健康福祉局

平成21年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
5 款					
健康福祉費	234,416,146	229,941,035	4,475,111	1.9	
1 項					
社会福祉費	39,212,609	38,728,366	484,243	1.3	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、地域ケアプラザ運営費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	58,784,237	56,485,436	2,298,801	4.1	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	9,631,651	9,657,742	△ 26,091	△ 0.3	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活保護費	96,287,513	94,754,644	1,532,869	1.6	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	16,584,080	17,384,116	△ 800,036	△ 4.6	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	11,969,871	11,048,630	921,241	8.3	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	1,946,185	1,882,101	64,084	3.4	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
1 6 款					
諸 支 出 金	88,883,045	88,799,599	83,446	0.1	
1 項					
特別会計繰出金	88,883,045	88,799,599	83,446	0.1	国民健康保険事業費、老人保健医療事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道、自動車、高速鉄道及び病院事業会計繰出金
一 般 会 計 計	323,299,191	318,740,634	4,558,557	1.4	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	314,297,755	295,918,014	18,379,741	6.2	
老人保健医療事業費会計	1,682,502	26,732,189	△ 25,049,687	△ 93.7	
介護保険事業費会計	186,836,588	172,719,545	14,117,043	8.2	
後期高齢者医療事業費会計	51,256,469	48,723,234	2,533,235	5.2	
公害被害者救済事業費会計	38,126	41,830	△ 3,704	△ 8.9	
新墓園事業費会計	1,025,828	1,089,965	△ 64,137	△ 5.9	
特 別 会 計 計	555,137,268	545,224,777	9,912,491	1.8	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(39.9)	(40.1)
	128,898,410	127,812,783
一般財源	(60.1)	(59.9)
	194,400,781	190,927,851
合 計	(100)	(100)
	323,299,191	318,740,634

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進

1	福祉人材確保事業	5
2	地域福祉保健計画推進事業等	6
3	権利擁護事業	6
4	福祉保健システム構築事業	7
5	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	7
6	地域ケアプラザ整備・運営事業	8

II 高齢者保健福祉の推進

・	介護保険制度関連事業の概要	9
7	介護保険事業（介護保険事業費会計）	10
8	地域支援事業（介護予防事業）（介護保険事業費会計）	11
9	地域支援事業（包括的支援事業）（介護保険事業費会計）	12
10	地域支援事業（任意事業）（介護保険事業費会計）	12
11	介護保険外サービス	13
12	低所得者の利用者負担助成事業	14
13	地域密着型サービス等推進事業	14
14	特別養護老人ホーム整備事業	15
15	高齢者の社会参加促進	16

Ⅲ 身体・知的・精神障害者施策の 一体的推進

・ 障害福祉主要事業の概要	17
16 障害者グループホーム設置運営事業	18
17 小規模通所施設補助事業	18
18 障害者自立支援法負担額助成事業	19
19 在宅心身障害者手当給付事業	19
20 障害者居宅介護事業	20
21 障害者移動支援事業	20
22 障害者相談支援事業等	21
23 障害者就労支援事業	22
24 障害者の地域生活支援事業	23
25 障害者施設整備事業	24
26 障害者地域活動ホーム運営事業	24
27 精神科医療体制の充実	25
28 自殺対策事業	25
29 将来にわたるあんしん施策等	26
30 重度障害者医療費援助事業	26

Ⅳ 生活基盤の安定と自立の支援

31 生活保護事業	27
32 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	27
33 国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）	28
34 後期高齢者医療事業等（後期高齢者医療事業費会計・老人保健医療事業費会計・一般会計）	29
35 生活困窮者支援・寿地区対策事業・ホームレス支援	30
36 中国残留邦人等支援	30

V 地域医療の充実と救急医療体制の確保

37	産科・周産期医療の充実	31
38	小児科二次救急医療の充実	31
39	救急医療体制の確保	32
40	地域医療の充実	33
41	地域医療の基盤整備	33

VI 健康で安全な暮らしの支援

42	感染症・食中毒対策事業等	34
43	新型インフルエンザ対策事業	35
44	医療安全推進事業等	35
45	食の安全確保事業	36
46	快適な生活環境の確保事業	36
47	動物の保護管理事業	37
48	動物愛護センター（仮称）整備事業	37
49	市民の健康づくり推進事業	38
50	がん検診事業	38
51	難病患者への支援	39
52	公害健康被害者への支援と石綿健康被害者対策（一般会計・公害被害者救済事業費会計）	39
53	斎場運営事業	40
54	墓地管理運営事業（一般会計・新墓園事業費会計）	40

冊子中の表記の説明

- ・【区】「区局連携事業」により予算化した事業です。
- ・【ふるさと】ふるさと雇用再生特別交付金事業により予算化した事業です。
- ・【緊急雇用】緊急雇用創出事業により予算化した事業です。

1		福祉人材確保事業	事業内容 福祉人材不足解消のため、従事者の確保・定着支援策を展開します。
本年度		千円 490,582	1 福祉人材の就業支援 〈新規〉 65,691千円 (1) ヘルパー1000人増加作戦事業 福祉人材の確保及び緊急経済対策として、訪問介護員（ヘルパー）養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設に就職した方などに対し、受講料を補助します。 対象人数：1,000人 (2) 福祉人材のマッチング支援 福祉分野就業者の特性を考慮した求職・求人情報提供への支援を行うことで、就業者数の増加を図ります。 ア インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報の提供 イ 市内方面別の就職説明会、合同面接会の開催 ウ 他都市における就職セミナーの開催
前年度		261,000	
差引		229,582	
本年度の財源内訳	国	500	
	県	152,391	
	諸収入	4,000	
	市費	333,691	
2 福祉人材の緊急確保 225,500千円 (1) 特別養護老人ホーム処遇改善事業 職員の処遇改善等に充てる経費を助成します。 (平成22年度までの時限事業)			
(2) 施設職員等キャリアアップ支援事業 施設職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。 (3) 介護の仕事のイメージアップ等			
3 福祉人材定着促進事業 〈新規〉【ふるさと】		105,031千円	
(1) 介護人材定着促進事業 市内の介護保険事業所等において、介護業務に従事する職員を新規に雇用します。ヘルパー2級等の資格を有する方の就業・育成の場を確保するとともに、質の高い介護サービスの提供を支援します。 (2) 障害者就労定着支援員確保事業 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保します。 ((1) (2) とも国の「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用)			
4 介護施設介護補助スタッフ確保事業 〈新規〉【緊急雇用】		47,360千円	
市内の介護施設等事業所において、介護補助等の業務に従事するスタッフを新規に雇用します。また、雇用したスタッフを対象に介護の基礎的研修を実施するなど、介護の仕事への理解を深め、介護職員としての正規雇用につなげます。（国の「緊急雇用創出事業交付金」を活用）			
5 海外からの介護福祉人材就労支援事業 〈拡充〉		47,000千円	
経済連携協定に基づき来日する介護福祉人材が円滑に就労できるよう、受入施設への助成等を行います。インドネシアのほか、新たにフィリピンからの介護福祉士候補生を受け入れます。			

2	地域福祉保健計画 推進事業等		事業内容 地域社会全体で福祉・保健などの生活課題に取り組み、 支えあう仕組みづくりを進めます。
本年度		千円 43,273	1 区計画の推進 13,724千円 (1) 区計画策定支援 〈新規〉 平成22年度に第2期計画がスタートする7区につ いて、計画策定経費の一部を支援します。
前年度		35,175	(2) 地域福祉コーディネーターの養成 公的機関等のコーディネーターを養成します。
差引		8,098	(3) 瀬谷区支えあい家族支援モデル事業 【区】〈新規〉 生活困難な子育て家庭に「アシスタント(仮称)」 を派遣し、相談等に対応するとともに、地域での支援 体制について検討します。(こども青少年局と共管)
本年度の 財源内訳	国	—	2 市計画の推進 5,894千円 第2期市計画(平成21~25年度)を市民に広く周知す るため、冊子やリーフレットを発行します。また、計 画の推進策について検討するため、第2期市計画推進 委員会を開催します。
	県	2,262	3 区福祉保健センター職員の人材育成 3,131千円 区福祉保健センター職員研修、区への人材育成アド バイザリースタッフの派遣を行います。
	諸収入	15	4 災害時要援護者避難支援事業 20,524千円 区と連携し、高齢者や障害者などの災害時要援護者 対策の取組等を実施します。
	市費	40,996	

3	権利擁護事業		事業内容 判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、権利擁 護に関わる相談や日常生活の支援を行います。
本年度		千円 181,904	1 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身 体障害者等
前年度		183,063	2 業務内容 (1) 横浜生活あんしんセンター運営事業 179,528千円 相談調整(一般相談・専門相談)、定期訪問・金 銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、 法定後見受任、任意後見契約、広報・啓発、研修 (実施主体は市社協・区社協)
差引		△ 1,159	(2) 成年後見制度利用促進事業 2,376千円 ア 地域包括支援センター、福祉保健センター、区 社協あんしんセンター合同での事例検討会の実施 イ 市民向け啓発セミナーや研修の開催
本年度の 財源内訳	国	75,294	
	県	—	
		—	
	市費	106,610	

4	福祉保健システム 構築事業		事業内容 現在稼動している福祉5法システムの機器の老朽化やシステム改修によるシステムの複雑化などの状況を改善するため、福祉保健システム（次期福祉5法システム）を構築します。
本年度	千円 491,810		1 開発目標 (1) 区の機能強化支援 (2) 窓口サービス機能の向上 (3) 区・局の業務効率化と連携強化 (4) システム経費の軽減
前年度	73,695		2 対象 福祉5法（高齢者、障害者、児童、母子及び寡婦）等に関する事業
差引	418,115		3 開発スケジュール 平成18年度 基本設計 平成19～20年度 詳細設計 平成21～23年度 開発・データ移行 平成24年1月(予定) システム稼動
本年度の財源内訳	国	—	※当システムは、行政運営調整局で構築する庁内で機器や情報を共有するための「情報共有基盤システム」を活用するシステムとして構築を進めています。
	県	—	
		—	
	市費	491,810	

5	だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推進事業		事業内容 すべての市民が、支えあい(ソフト)と環境(ハード)の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。
本年度	千円 171,360		1 福祉のまちづくり条例推進事業 3,970 千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり推進指針に基づく研修等の実施 (3) 福祉のまちづくり重点推進地区事業の推進
前年度	239,896		2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業 86,840 千円 (1) 市営地下鉄エレベーター（1駅3基） 蒔田駅 (2) 多目的トイレ(5か所)
差引	△ 68,536		3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 80,550 千円 ノンステップバス導入のための補助 66台（民営バス46台、市営バス20台）
本年度の財源内訳	国	—	
	諸収入	34	
	市債	79,000	
	市費	92,326	

6	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉・保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。	
本年度		千円 3,363,037	1 整備事業 1,132,782千円 建設8か所（前年度8か所）	
前年度		3,587,441	(1) 継続建設 5か所 (2) 新規建設 3か所 しゅん工 5か所（累計119か所） 〔日野南、常盤台、柳町、中川、新橋〕	
差引		△ 224,404		
本年度の財源内訳	国	64,000	2 運営事業〈拡充〉 2,230,255千円	
	市債	319,000	(1) 運営 119か所	
	その他	7,674	ア 既設 112か所 イ 新規開所 7か所 〔日野南、常盤台、南希望が丘、柳町、中川、野七里、新橋〕	
	市費	2,972,363	(2) 施設機能 ア 地域活動交流支援 イ 地域包括支援センター（P.16参照） ウ 福祉保健サービス（デイサービス等）	
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。 同経費は、介護保険事業費会計に計上。 (P.16参照)				
〔建設8か所〕				
所在区	名称	併設施設	しゅん工 予定	開所予定
1 港南区	日野南	—	21年6月	21年8月
2 保土ヶ谷区	常盤台	コミュニティハウス	21年8月	21年10月
3 金沢区	柳町	—	21年9月	21年11月
4 都筑区	中川	介護老人保健施設、保育所	21年5月	21年7月
5 泉区	新橋	コミュニティハウス	21年10月	21年12月
6 旭区	今宿西（仮称）	—	22年度	22年度
7 磯子区	氷取沢（仮称）	特別養護老人ホーム	22年度	22年度
8 瀬谷区	相沢東野（仮称）	福祉保健活動拠点、精神障害者生活支援センター、地域子育て支援拠点、区民活動センター	22年度	22年度

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付 (14ページ：7番) 175,001,864千円

介護
保
険
事
業
費
会
計

在宅(居宅)サービス 85,421,639千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス

17,213,544千円

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
9,301,538千円(再掲)

施設サービス(介護保険3施設) 63,996,410千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 8,370,271千円

- ・高額介護サービス費等
- ・特定入所者介護サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業 (15~16ページ) 4,358,121千円

介護予防事業 439,603千円 (15ページ：8番)

- ・介護予防普及啓発活動支援事業等
- ・体力向上プログラム
- ・脳力向上プログラム
- ・はつらつシニアプログラム
- ・訪問指導事業
- ・介護支援ボランティアポイント事業

包括的支援事業 3,034,021千円 (16ページ：9番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 884,497千円 (16ページ：10番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・高齢者食事サービス事業
- ・成年後見制度利用支援事業等

3 その他事務費 7,476,603千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費等

4 介護保険外サービス (17ページ：11番) 1,409,708千円

一
般
会
計

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・中途障害者支援事業
- ・療養通所介護促進事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業(あんしん電話貸与等)
- ・認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・訪問指導事業
- ・地域の見守りネットワーク構築支援事業等

5 低所得者の利用者負担助成事業 (18ページ：12番) 77,730千円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減
- ・在宅サービス利用者負担助成

7	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第4期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の徴収、保険給付等を行います。
本年度	千円 186,836,588		1 被保険者 (平成21年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約71万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約124万人
前年度	172,719,545		2 要介護認定 (平成21年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約11万人
差引	14,117,043		3 保険給付 介護保険給付費 175,001,864千円 (1) 在宅介護サービス給付費 85,421,639千円 (2) 地域密着型サービス給付費 17,213,544千円 (3) 施設介護サービス給付費 63,996,410千円 (4) 高額介護サービス給付費等 8,370,271千円
本年度の財源内訳	国	37,132,525	4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>4,500円(平成21～23年度) (平成18～20年度4,150円) ・介護保険給付費準備基金(約61.5億円)の取崩し ・介護従事者処遇改善臨時特例交付金の導入
	県	26,670,508	
	第1号保険料	39,326,315	
	第2号保険料	52,602,523	
	基金繰入金等	4,292,659	
	市費	26,812,058	

(2) 所得の低い方に対する保険料減免を引き続き実施

(3) 所得段階別保険料

・8段階から11段階へ細分化

所得段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	0.50	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		27,000円(月2,250円)
第2段階	0.50	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	27,000円(月2,250円)
第3段階	0.65		(うち第2段階を除く者)	35,100円(月2,925円)
第4段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	51,300円(月4,275円)
第5段階	1.00(基準額)		(うち第4段階を除く者)	54,000円(月4,500円)
第6段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者)	59,400円(月4,950円)
第7段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)	67,500円(月5,625円)
第8段階	1.50		(合計所得金額250万円以上500万円未満の者)	81,000円(月6,750円)
第9段階	1.75		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	94,500円(月7,875円)
第10段階	2.00		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	108,000円(月9,000円)
第11段階	2.25		(合計所得金額1,000万円以上の者)	121,500円(月10,125円)

8	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※7「介護保険事業」の再掲		事業内容 地域で自立した生活を送ることができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
	本年度	千円 439,603	1 介護予防普及啓発活動支援事業等 192,336千円 健康づくりや介護予防に関する知識の普及や、地域の自主的な活動の支援を行います。また、介護予防を効果的に実施するため、システムの運用や事業の評価等を行います。 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 ア 介護予防普及啓発 (イベント・講演会等) (2,070回) イ 地域介護予防活動支援 (研修会、連絡会等) (420回) (2) 介護予防推進事業 システム運用、事業評価等
前年度	433,562		
差引	6,041	2 体力向上プログラム 82,236千円 一般高齢者を対象に、高齢者自らが身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりとして、運動、口腔ケア、栄養改善等の具体的な取組を体験できるプログラムを提供します。(312コース) 3 脳力向上プログラム(認知症予防事業) 30,409千円 一般高齢者を対象に、高齢者自らが認知機能の維持・向上を目指し、生活習慣が改善できるよう、認知症予防プログラムを提供します。 (1区2コース:計36コース) 4 はつらつシニアプログラム(通所型介護予防事業) 81,340千円 特定高齢者を対象に、運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することで、心身の機能向上を目指すとともに、要介護状態となることを予防します。 (延べ72コース) (1) 運動プログラム 筋力やバランス感覚等の身体をコントロールする能力及び歩行能力の向上を図ります。 (1区2コース:計36コース) (2) 口腔ケア・栄養改善プログラム 口腔機能の維持・向上や、必要な栄養素を効率的に摂取する知識等の普及を図ります。 (1区2コース:計36コース) 5 訪問指導事業(訪問型介護予防事業) 29,400千円 特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。 (延べ訪問回数 3,859回) 6 介護支援ボランティアポイント事業<新規> 23,882千円 高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行なった場合に、活動の実績を「ポイント」として評価し、ポイントに応じて現金に還元できる仕組みをモデル実施します。 (21年10月実施)	
本年度の財源内訳	国		84,970
	県		42,485
	第1号保険料		67,975
	第2号保険料		101,964
	その他		1,029
市費	141,180		

9	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※7「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
本年度		千円 3,034,021	1 地域包括支援センター運営事業 〈拡充〉 3,025,041千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、
前年度		2,946,002	(1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント
差引		88,019	(2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護
本年度の財源内訳	国	1,056,812	(3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援などを行います。
	県	524,448	2 ケアマネジメント推進事業 8,980千円
	1号保険料	524,448	研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対する研修の充実を図ります。
	市費	928,313	

10	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※7「介護保険事業」の再掲		事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行い、また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。
本年度		千円 884,497	1 介護給付費適正化事業 38,320千円 サービス利用者に給付費通知を送付するとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
前年度		926,050	2 介護相談員派遣事業 21,138千円 介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。
差引		△ 41,553	3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 204,482千円 要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。(延べ月数 27,390月)
本年度の財源内訳	国	340,775	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 405,329千円 生活援助員などによる緊急時の対応を確保します。(対象戸数 4,974戸)
	県	170,388	5 高齢者食事サービス事業 192,601千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。(延べ食数 611,000食)
	1号保険料等	174,078	6 成年後見制度利用支援事業 〈拡充〉 19,074千円
	市費	199,256	更なる利用促進を図るため、後見人等の報酬助成対象者を区長申立て以外の方に拡大します。

11	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅要援護高齢者に対し必要な支援をし、また、介護保険の対象とならない方にも自立支援を目的としたサービスを提供します。	
本年度		千円	1,409,708
前年度			1,401,749
差引			7,959
本年度の財源内訳	国		150,369
	県		68,889
	その他		620
	市費		1,189,830
5	在宅高齢者虐待防止事業		26,280千円 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行います。また、引き続き、緊急時対応のためのベッドを確保します。
6	緊急ショートステイ床確保事業〈拡充〉		22,615千円 介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合の受入枠を確保します。また、医療的ケアの必要な方が利用できる受入枠を新たに確保します。
7	医療対応促進助成事業〈拡充〉		183,600千円 特別養護老人ホームに加え、7月から短期入所生活介護（ショートステイ）へ対象を拡大し、医療的ケアの必要な方の受入が多い施設へ助成を行います。
8	中途障害者支援事業		419,061千円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。
9	訪問指導事業		134,677千円 療養上の指導が必要な方と家族等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。
10	療養通所介護促進事業〈拡充〉		13,500千円 今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、支援の充実を図ります。
11	地域の見守りネットワーク構築支援事業〈拡充〉		19,479千円 高齢者の孤立死防止等に資するため、地域住民及び地縁的団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワーク構築を支援します。
12	訪問介護支援事業〈新規〉		1,000千円 質の高い介護サービスを提供できるよう、訪問介護事業所の管理者、サービス提供責任者を対象とする研修等を充実します。
1	高齢者ホームヘルプ事業		283,957千円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乘せして必要な訪問介護を提供します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。
2	ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業		103,196千円 あんしん電話（緊急通報装置）等の給付・貸与を行います。
3	高齢者等住環境整備事業		62,455千円 身体状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費を助成します。
4	認知症高齢者対策事業		35,640千円 認知症理解への普及啓発や認知症サポート医の養成等医療体制の充実を図ります。また、認知症高齢者及び家族等への支援や介護サービス事業者等に対する研修を実施します。

12	低所得者の利用者負担助成事業	事業内容 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 10,227千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えたとき、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預貯金等の上限額 350万円(単身世帯) 2 在宅サービス利用者負担助成<拡充> 67,503千円 低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10%の利用者負担を、所得に応じて3%又は5%等に軽減します。 また、21年10月から税法上の被扶養者でないグループホーム入居者について、新たに5%の助成を実施します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預貯金等の上限額 350万円(単身世帯)	
本年度		千円	77,730
前年度			97,092
差引			△ 19,362
本年度の財源内訳	国		—
	県		7,669
			—
	市費		70,061

13	地域密着型サービス等推進事業	事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するため、地域密着型サービス等の整備を進めます。 1 小規模多機能型居宅介護事業所整備促進事業 154,933千円 国の交付金を活用し、施設整備等に対し助成するほか、開設初年度の運営費等の補助(市費)を行います。 (1) 運営費補助(市費) 上限 7,000千円 10か所 (2) 初度設備等の購入費補助(国費) 上限 3,000千円 13か所 (3) 工事費等補助(国費) 上限15,000千円 3か所 2 認知症高齢者グループホーム整備事業 389,088千円 国の交付金を活用し、施設整備等に対し助成します。 (1) 工事費等補助(国費) 上限15,000千円 3か所 (2) スプリンクラー設置費補助(国費)<新規> 平均 4,779千円 72か所 3 在宅療養拠点整備モデル事業<新規> 90,000千円 医療・介護ニーズを併せもつ一人暮らし高齢者等の地域生活を支えるため、国の交付金を活用し、在宅療養拠点等をモデル整備します。 工事費等補助(国費) 上限30,000千円 3か所	
本年度		千円	634,021
前年度			366,218
差引			267,803
本年度の財源内訳	国		563,088
	県		—
			—
	市費		70,933

14	特別養護老人ホーム整備事業	事業内容 在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。 1 建設助成 1,734床（前年度 2,406床） （1）継続 914床（前年度 1,292床） （2）新規 820床（前年度 1,114床） 2 整備数累計 12,484床（21年度末）	
本年度	千円 4,899,641		
前年度	6,075,583		
差引	△ 1,175,942		
本年度の財源内訳	国	—	
	市債	3,761,000	
	諸収入	24,650	
	市費	1,113,991	

【特別養護老人ホーム整備一覧】

施設名 ※	建設地	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員			しゅん工予定	
			特養	ショート	デイ		
継続	ハピネス都筑	都筑区牛久保町	ファミリー	100	10	○	21年度
	愛成苑	瀬谷区瀬谷町	愛成会	90	10		21年度
	くぬぎ台（増築）	保土ヶ谷区川島町	怡土福祉会	60	0		21年度
	川井宿町	旭区川井宿町	奉優会	90	10		21年度
	ヴィラ南本宿	旭区南本宿町	関西中央福祉会	80	20	○	21年度
	支えあいの家	港北区新吉田町	至誠会	90	10		21年度
	北八朔（増築）	緑区北八朔町	怡土福祉会	70	10		21年度
	ウェルフェアリビング	泉区和泉町	横浜慶心会	134	14		21年度
	創生園 青葉	青葉区奈良町	創生会	200	20		21年度
	9 か所 914床			914	104		
新規	今宿	旭区今宿一丁目	陽光会	100	10		22年度
	来夢の里	戸塚区汲沢町	横浜来夢会	100	20		22年度
	レジデンシャル常盤台	保土ヶ谷区常盤台	(仮称) 育明会	110	10		22年度
	今川町	旭区今川町	山寿会	120	20		22年度
	みずほ	緑区長津田町	旭会	150	10		22年度
	ヴィラ泉	泉区上飯田町	幸仁会	100	20	○	22年度
	磯子自然村	磯子区氷取沢町	ふるさと自然村	140	20		22年度
	7 か所 820床			820	110		
特養建設費補助			1,734	214			

※施設名は増築を除き仮称

15	高齢者の社会参加促進		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 10,230,855千円 高齢者の社会参加を支援するために敬老特別乗車証を交付します。 (1) 交付対象者 70歳以上の市内在住者で交付を希望する方 積算人数 326,606人 (2) 利用可能な交通機関 市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄金沢シーサイドライン (3) 利用者負担額(年額)
	本年度	千円 10,555,369	
	前年度	10,254,168	
	差引	301,201	
本年度の財源内訳	国	66,878	2 高齢者のための優待施設利用促進事業 27,762千円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、平成20年10月から交付を開始した「濱ともカード」について、引き続き周知を行うとともに、公共施設や民間の店舗などの協賛施設・店舗を拡充します。 なお、高齢者が利用できる優待施設などを掲載していた「長寿のしおり」は廃止します。 3 老人クラブ助成事業 277,209千円 (1) 老人クラブ運営費助成 ア 単位クラブ(1,820クラブ) イ 市・区老人クラブ連合会 (2) 高齢者いきいき活動支援事業 老人クラブ会員が取り組む地域活動等に対し助成します。老人クラブ会員増強に効果的なミニ老人クラブの活動助成を拡充し、趣味の活動等への助成を廃止します。 (3) 横浜シニア大学(旧:高齢者福祉大学)助成事業 市老人クラブ連合会主催の学習講座について、高齢者による運営委員会の自主性強化に向けて助成割合を見直します。 4 全国健康福祉祭参加事業 19,543千円 選手が着用するユニフォーム購入費用の1/3を市が負担していましたが、最終的に選手本人の所有となるため、選手の全額負担へと変更します。
	県	—	
	その他	1,548,438	
	市費	8,940,053	

負担区分	負担額
生活保護受給者等	無料
市民税非課税者	3,200円
市民税課税で合計所得金額250万円未満	6,500円
合計所得金額250万円以上700万円未満	8,000円
合計所得金額700万円以上	19,500円

Ⅲ 身体・知的・精神障害者施策の一体的推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。＜拡充＞【事業概要16】
	障害者自立支援法負担額助成事業	障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、低所得者のサービス利用を支援するため、利用者負担額の助成を行います。【事業概要18】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害者・児が、ホームヘルプサービスやケアヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介護できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。＜拡充＞【事業概要22】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。＜拡充＞【事業概要24】
	障害者自立生活アシスタント派遣事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者に対して、支援を行います。【事業概要24】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。＜新規・拡充＞【事業概要26】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。
	生活支援事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活を円滑にするための各種用具の給付・貸与を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行なうことで、入浴の機会を提供します。
精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。	

2 その他の事業

その他の事業	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。＜拡充＞【事業概要17】
	在宅心身障害者手当給付事業	在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的とします。【事業概要19】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自殺予防対策事業	増加する自殺者・自殺未遂者を減少するために、心の病や自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の充実、関係機関との連携等を図ります。＜新規＞【事業概要28】
	発達障害者支援法体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要22】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の確保等の事業を行います。＜拡充＞【事業概要23】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。＜拡充＞【事業概要24】
	精神障害者退院促進支援事業	精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。【事業概要24】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市との協体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。また、精神科病院が保護室を増床するための費用の一部を補助します。【事業概要27】
	重度重複障害者デイサービス事業	在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。
重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要30】	

将来にわたるあんしん施策：在宅手当のあり方検討を踏まえ、取り組むべき「あんしん施策」の具体化に向けた調査・検討を行います＜新規＞【予算概要29】

16	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 5,740,692	1 設置費補助 〈拡充〉 162,746千円 新設 36か所（知的・身障29、精神7） 移転 7か所（知的5、精神2）
前年度		5,013,174	2 運営費補助 〈拡充〉 5,405,301千円 484か所（知的・身障417、精神67） うち新規 36か所（知的・身障29、精神7） (1) 運営基本費（国基準＋加算） (2) 家賃補助（月額家賃1／2） (3) サービス管理費（バックアップ事務費から転換） (4) 体験入居費 (5) 水道料金補助（補助率40%） ※（2）、（3）については、市外者対象外。
差引		727,518	3 法定事業移行支援 34,445千円 運営委員会の法人格取得と法定事業（国費、県費対象事業）への移行を支援します。
本年度の財源内訳	国	1,188,302	4 消防設備整備事業 〈新規〉 138,200千円 改正消防法施行令の施行(H21.4)に伴い新たに必要となった消防設備の整備に要する経費を補助します。（平成21年度から猶予期間の3年間で実施）
	県	684,151	
		—	
	市費	3,868,239	

17	小規模通所施設補助事業		事業内容 1 障害者地域作業所助成事業 679,726千円 地域作業所の運営に対し、設置費、運営費、借地借家費等の経費を助成します。 身障・知的 30か所（うち新規1か所） 精神 8か所（うち新規1か所）
本年度		千円 4,744,211	2 小規模通所施設設置運営費補助事業 3,962,236千円 法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等の経費を補助します。
前年度		4,785,973	(1) 小規模通所授産施設 身障・知的 13か所 精神 2か所 (2) 地域活動支援センター 〈拡充〉 身障・知的 117か所 精神 61か所 (うち新規 身体・知的 2か所 精神 6か所)
差引		△ 41,762	(3) 個別給付事業所 〈拡充〉 身障・知的 23か所 精神 5か所
本年度の財源内訳	国	1,298,316	3 法定事業移行支援 93,990千円 運営委員会の法人格取得と法定事業（国費・県費対象事業）への移行を支援します。
	県	619,158	4 水道料金等補助事業（補助率40%） 8,259千円 小規模通所施設等に対し、水道・下水道料金の一部を補助します。
	その他	12	
	市費	2,826,725	

18	障害者自立支援法 負担額助成事業		事業内容 障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、旧制度においては負担のなかった低所得者のサービス利用を支援するため、本市独自に利用者負担額の全額助成を引き続き行います。																					
本年度	千円 233,266		1 対象者 (1) 市民税非課税世帯に該当する利用者 (障害者自立支援法で低所得1、低所得2に区分) (2) 在宅サービス利用者(入所施設利用者を除く)																					
前年度	179,491		2 対象見込み数 約5,300人																					
差引	53,775		3 障害者自立支援法の利用者負担の階層区分と上限額																					
本年度の 財源内訳	国	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">世帯の所得等の状況</th> <th>上限額 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">市民税課税世帯</td> <td>市民税課税所得割 28万円以上</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税所得割 28万円未満</td> <td>37,200円 (9,300円)</td> </tr> <tr> <td>低所得2</td> <td rowspan="2">市民税非課税世帯</td> <td>本人の年収が 80万円を超える者</td> <td>24,600円 (3,000円)</td> </tr> <tr> <td>低所得1</td> <td>本人の年収が 80万円以下の者</td> <td>15,000円 (1,500円)</td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	世帯の所得等の状況		上限額 ※	一般	市民税課税世帯	市民税課税所得割 28万円以上	37,200円	市民税課税所得割 28万円未満	37,200円 (9,300円)	低所得2	市民税非課税世帯	本人の年収が 80万円を超える者	24,600円 (3,000円)	低所得1	本人の年収が 80万円以下の者	15,000円 (1,500円)	生活保護	生活保護世帯		0円
	区分	世帯の所得等の状況		上限額 ※																				
	一般	市民税課税世帯		市民税課税所得割 28万円以上	37,200円																			
				市民税課税所得割 28万円未満	37,200円 (9,300円)																			
低所得2	市民税非課税世帯	本人の年収が 80万円を超える者	24,600円 (3,000円)																					
低所得1		本人の年収が 80万円以下の者	15,000円 (1,500円)																					
生活保護	生活保護世帯		0円																					
市費	233,266	※ () 内は居宅・通所サービス利用者の場合。																						

19	在宅心身障害者 手当給付事業		事業内容 在宅の心身障害者に対し、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的として手当を支給します。 また、22年4月の手当廃止に向けて、受給者への周知等を図ります。																
本年度	千円 1,830,333		1 対象者 次の要件に該当し、毎年4月1日及び10月1日現在横浜市内に在住する障害児・者(施設入所者を除く)																
前年度	1,874,645		2 要件(障害程度)																
差引	△44,312		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身障等級</th> <th>知能指数</th> <th>合併障害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1・2級+35以下</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>1・2級</td> <td>35以下</td> <td>3級+50以下</td> </tr> <tr> <td>中度</td> <td>3級</td> <td>36~40</td> <td>4級+50以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	身障等級	知能指数	合併障害	最重度	—	—	1・2級+35以下	重度	1・2級	35以下	3級+50以下	中度	3級	36~40	4級+50以下
区分	身障等級	知能指数	合併障害																
最重度	—	—	1・2級+35以下																
重度	1・2級	35以下	3級+50以下																
中度	3級	36~40	4級+50以下																
本年度の 財源内訳	国	—	H18.10.1以降、65歳以上で新規に身体障害者手帳を取得された方は対象外																
	市費	1,830,333																	

20	障害者 居宅介護事業		事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス及びガイドボランティア事業を利用して在宅生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 4,598,382	1 障害者ホームヘルプ事業 3,575,975千円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする、障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間見込 1,263,903時間
前年度		4,093,208	2 障害者ガイドヘルプ事業 979,974千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、1～3級の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 453,577時間
差引		505,174	3 障害者ガイドボランティア事業 42,433千円 (1) 対象者 障害者ガイドヘルプ事業に準ずる (2) 利用回数 4時間まで1回として12回/月 (通学・通所は片道1回)
本年度の財源内訳	国	2,298,742	
	県	1,149,468	
		—	
	市費	1,150,172	

21	障害者 移動支援事業		事業内容 障害者等の移動を支援し、社会参加を促進します。
本年度		千円 3,273,256	1 ハンディキャブ事業 64,554千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付き小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）
前年度		3,297,520	2 重度障害者タクシー料金助成事業 380,578千円 バス・地下鉄等の利用が困難な重度障害児・者に、タクシー利用料の一部を助成します。 (1) 助成額 1乗車につき630円限度 (2) 対象者（65歳以降の新規身体障害者手帳取得者は対象外） ア 身体障害1・2級（下肢・体幹・視覚・内部） イ 知的障害IQ35以下 ウ 身体障害者3級かつIQ50以下
差引		△24,264	3 障害者施設等通所者交通費助成事業 277,966千円 障害者施設に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所に要する交通費を助成します。
本年度の財源内訳	国	32,277	4 特別乗車券交付事業 2,550,158千円 市営バス・地下鉄・金沢シーサイトライオン・市内を運行する民営バスが利用できる無料乗車券を交付します。 ・対象者 ①身体障害(1～4級) ②知的障害(IQ50以下) ③精神障害(1～3級)
	県	16,139	
		—	
	市費	3,224,840	

22	障 害 者 相 談 支 援 事 業 等	事業内容	
本 年 度	千円 443,798	1 相談支援事業 412,023千円 障害者が地域で暮らすために生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域でのネットワーク化を図ります。	
前 年 度	430,238	(1) 地域活動ホーム 17か所 〈拡充〉 ア 法人運営型地域活動ホーム 16か所 実施区：鶴見、神奈川、西（H21.5月～）、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷 イ 機能強化型地域活動ホーム 1か所（中区）	
差 引	13,560	(2) 障害児・者福祉施設等 5か所 横浜療育医療センター、十愛病院、てらん広場、青葉メゾン、花みずき	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	61,809	(3) 発達障害者支援センター 1か所
	県	15,683	
		—	
	市 費	366,306	
		2 発達障害者支援法体制整備事業 25,198千円 市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を目指します。	
		(1) 対象者 高機能自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等	
		(2) 事業内容 ア 発達障害者支援体制整備事業 福祉、教育、医療等の専門家からなる検討委員会により発達障害支援施策の検討を行います。	
		イ 発達障害者支援開発事業 発達障害児・者への発達支援や家族支援などの支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、事業の有効性等の検証を行い、具体的な支援施策に結び付けます。	
		3 後見的支援を要する障害者に関する支援事業 6,577千円	
		(1) 成年後見制度利用支援事業 〈拡充〉 成年後見制度の利用が必要な知的・精神障害者に対して、後見人等の申立てに関する費用や選任後の報酬の一部を助成します。 後見人等の報酬助成の対象者を、区長申立て以外の方に拡大します。	
		(2) 緊急対応事業 要支援障害者の親等が養護を行えなくなったときに備えて、事前に対応者や対応方法を登録し、その内容に沿って対応する場合の費用を助成します。	

23	障 害 者 就 労 支 援 事 業		事業内容
	本 年 度	千円 281,588	1 障害者就労支援センター運営事業 195,843千円 ※港北区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。 (1) 障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの運営費を補助します。 8か所(神奈川、西、旭、磯子、港北、緑、戸塚、港南) (2) 障害者を効果的に就労につなげるため、職場体験実習・企業実習事業を実施します。 (3) 全センターで3障害に対応できる体制づくりと労働・教育等の関係機関とのネットワーク作りを進めます。
	前 年 度	251,326	2 障害者就労定着支援員確保事業<新規>【ふるさと】 <9ページ 1の3(2)の再掲> 20,471千円 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保します(5か所)。
	差 引	30,262	3 就労支援強化事業 11,779千円 (1) 職業能力開発プロモート事業 各種セミナーや人材育成研修を実施し、関係機関との連携により、職業能力開発事業を推進します。 (2) 職業安定所等関係機関連絡調整事業等 合同面接会や雇用促進街頭キャンペーンを実施し、市民向けの啓発を行います。
本年度の財源内訳	国	11,298	4 就労の場の拡大事業 30,694千円 (1) 共同受注事業 企業開拓等を行い、市立授産所をはじめ民間施設・事業所等へ作業をあっせんします。(事業費は、受注開拓専任の嘱託職員の人件費) (2) ふれあいショップ設置促進事業 障害者の就労の場の確保と市民の理解促進のために公共施設内に設置しているショップの経営改善を支援します。(ショップ数:20か所) (3) 障害者福祉的就労促進事業 一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に、奨励金を交付します。 (4) 企業支援事業 中小企業を主な対象として、障害者を雇用している、または雇用を考えている企業へのセミナーや、職場内指導者を養成する講座を開催します。 (5) 企業表彰事業 障害者雇用や業務の発注など、障害者を支援する企業を表彰するとともに、取り組み内容をホームページ等を通じて広く紹介し、民間企業等での雇用促進を図ります。
	県	20,471	
	その他	8,919	
	市 費	240,900	
4 就労の場の拡大事業 30,694千円			5 就労に向けたスキルアップ事業 14,420千円 (1) 精神障害者社会適応訓練事業 就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進するため、精神障害者の就労訓練に協力した事業所に対して奨励金を交付します。 (2) 障害者農業就労援助事業 知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。
5 就労に向けたスキルアップ事業 14,420千円			6 知的障害者雇用事業<拡充> 8,381千円 知的障害者を雇用し、雇用のノウハウを企業や就労支援機関などへ情報提供することにより、障害者雇用の一層の促進を図ります。 ・雇用者数 3名(うち21年度1名増)
6 知的障害者雇用事業<拡充> 8,381千円			

24	障害者の 地域生活支援事業		事業内容
	本年度	千円 2,589,303	1 精神障害者生活支援センター運営事業 553,785千円 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。 (1) 運営形態 A型（公設型）指定管理者による管理運営 B型（民設型）運営団体への助成 (2) 設置状況 〈拡充〉 A型 7か所 神奈川、港南、保土ヶ谷、磯子、港北(新設)、緑、栄 B型 8か所 西、南、旭、金沢、青葉、都筑、戸塚、泉 (3) 生活支援事業 地域支援事業：区内の他の施設を利用した相談、交流の機会などの提供 宿泊支援事業：日常生活上の調整や生活体験の拡大を目的とした宿泊訓練の実施
	前年度	2,681,993	
	差引	△ 92,690	
本年度の 財源内訳	国	326,797	2 障害者自立生活アシスタント派遣事業 193,728千円 地域で生活する单身等の知的・精神障害者に対し、専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 (1) 実施施設 ア 知的障害者施設・障害者地域活動ホーム 16か所 イ 精神障害者生活支援センター・生活訓練施設 4か所
	県	167,899	
		—	
	市費	2,094,607	
			3 精神障害者退院促進支援事業 39,440千円 精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者で、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である方に対し、専任の自立支援員による退院のための支援を行うことで精神障害者の社会的自立を促進します。 (1) 委託事業所 精神障害者生活支援センター 4か所（神奈川区、旭区、緑区、栄区） (2) 自立支援員数 8名（1委託事業所あたり2名配置）
			4 自立生活移行支援助成事業 〈拡充〉 1,802,350千円 障害者の「地域生活への移行と継続」及び「就労促進」を目的として障害者支援施設等に助成を行い、運営の安定化と障害者支援の向上を図ります。 ・拡充内容（平成21年10月以降実施） (1) 重度重複障害者通所施設支援事業 医療的ケアを要する重度重複障害者が多く利用する生活介護の通所事業所に対し、安定した個別支援サービス維持のため、運営費を助成 (2) 小規模法人事業所激変緩和事業 1法人で1事業所（旧法施設から移行、定員40名以下）のみ運営する場合、運営安定化のため運営費を助成（22年度までの措置） (3) 行動障害個別支援事業 「行動援護対象者」の適用の要件を拡大

25	障害者施設整備事業		事業内容 1 障害者施設整備事業 3,430,865千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な指導や支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。 (1) 障害者支援施設 建設 1か所(保土ヶ谷区)(継続)(22年度開所予定) (2) 障害福祉サービス事業所 設計 1か所(鶴見区)(継続)(24年度開所予定) 2 障害者地域活動ホーム整備事業 355,525千円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である障害者地域活動ホームを整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。 設計・建設 2か所 中区、青葉区 (中：設計(継続)・建設、青葉：設計(継続)・建設) (中区23年度、青葉区22年度開所予定) 3 精神障害者生活支援センター整備事業 72,637千円 在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。 設計・建設 3か所 鶴見区、中区、瀬谷区 (鶴見：設計(継続)、中：設計(継続)・建設、瀬谷：建設) (中区、瀬谷区、鶴見区23年度開所予定)
本年度	千円 3,859,027		
前年度	4,750,637		
差引	△ 891,610		
本年度の財源内訳	国	139,914	
	市債	1,828,000	
	財産収入	146	
	市費	1,890,967	

26	障害者地域活動ホーム運営事業		事業内容 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。 1 社会福祉法人型〈拡充〉 2,169,557千円 (1) 設置状況 16か所(前年度 15か所) (2) 実施事業 ア 日中活動事業(障害者自立支援法事業) イ 重度重複障害者デイサービス事業(8か所) ウ 相談支援事業 ※障害者相談支援事業にて計上 エ 生活支援事業 2 機能強化型 (従来型予算を含む) 1,027,766千円 (1) 設置状況 22か所(前年度 22か所) (2) 実施事業 ア 日中活動事業(障害者自立支援法事業) イ 相談支援事業(1か所でモデル実施) ウ 生活支援事業〈新規〉 運営法人を統合したホームに新たに生活支援専任職員を配置し、生活支援事業を拡充して実施します。(モデル実施 6ホーム) 3 従来型 設置状況 1か所(前年度 1か所)
本年度	千円 3,197,323		
前年度	2,792,440		
差引	404,883		
本年度の財源内訳	国	716,403	
	県	325,340	
	財産収入	47	
	市費	2,155,533	

27	精神科医療体制 の 充 実		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 269,467千円 神奈川県、川崎市と協力体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条～26条の3による申請・通報・届出等に対して適切な医療機関において受入が可能な体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 8,791千円 一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
本 年 度		千円 278,258	
前 年 度		281,192	
差 引		△ 2,934	
本年度の 財源内訳	国	23,545	
	県	—	
	その他	264	
	市 費	254,449	

28	自殺対策事業		事業内容 社会問題となっている「自殺」の問題への対策として、精神保健福祉の視点から、一般市民への普及啓発、本市職員や地域の支援者への研修、関係機関や庁内関係部署との連携強化、自死遺族への支援、市内の自殺の実態把握、うつ病等対策に取り組み、自殺問題への対策の推進を図ります。
本 年 度		千円 10,621	
前 年 度		11,443	
差 引		△ 822	
本年度の 財源内訳	国	8,337	1 市民を対象とした普及啓発事業の実施 (1) 講演会 3回 (2) 家族のための「うつ病」講座 2回 (3) リーフレット作成・配布 計20,000部
	県	—	2 支援者向け研修会の実施 (1) 支援者（ゲートキーパー）養成研修 7回 (2) 研修医育成研修 12回 〈新規〉 (3) かかりつけ医うつ病対応力向上研修3回 〈新規〉
		—	3 自殺対策連絡協議会等の運営
	市 費	2,284	4 自殺者の親族等に対する相談等の実施 (1) 自死遺族ホットライン開設 2回/月 (2) 自死遺族の集い開催 1回/月 5 市内の自殺の現状を把握するための調査研究 6 職員を研修等に派遣 7 区との連携による地域研修会の開催

29	将来にわたる あんしん施策等		事業内容 1 将来にわたるあんしん施策 〈新規〉 5,724千円 在宅心身障害者手当のあり方検討を踏まえ「横浜市障害者プラン（第2期）」に位置づけた「将来にわたるあんしん施策」の具体化に向けた調査・検討を行います。 (1) 検討する主な事業 ア 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組の構築 イ 障害者の高齢化・重度化への対応 ウ 地域生活のためのきめ細かな対応 など (2) 実施体制 障害者やその家族、団体、事業者等と共に施策を作っていくため、様々な場で意見交換を行なうとともに、障害者施策推進協議会やその専門委員員会等での協議を通じて具体化していきます。 また、主な事業ごとにプロジェクトチームを設置し着実に検討を進めます。
本年度		千円 9,724	
前年度		—	
差 引		9,724	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	4,000	2 人材確保のための合同面接会 〈新規〉 4,000千円 (9ページ 1の1(2)の再掲) 福祉人材確保のため障害福祉サービス事業者による学生等を対象とした合同面接会を開催します。
		—	
	市 費	5,724	

30	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 8,391,310千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ50以下 (2) 対象人数 ア 被用者保険加入者 13,123人 イ 国民健康保険加入者 13,585人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 21,572人 計 48,280人
本年度		千円 11,172,703	
前年度		11,019,513	
差 引		153,190	
本年度の 財源内訳	国	1,389,673	2 更生医療給付事業 2,781,393千円 身体障害者が、障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際に、医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象人員 998人
	県	4,058,869	
	その他	772,274	
	市 費	4,951,887	

31	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 93,200,010千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 （1）対象見込世帯 38,759世帯（前年度 38,052世帯） （2）対象見込人員 52,331人（前年度 51,377人） （3）生活扶助基準 ア 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合） 1か月 162,170円（前年度同額） イ 母子加算の段階的廃止（3年計画の3年目） 1か月 7,750円 → 0円 2 被保護者自立支援プログラム事業〈拡充〉 157,072千円 各区に就労支援専門員を配置するとともに、無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施し、被保護者の就労支援を推進します。 また、年金相談専門員を2人から7人に増員し全区で実施することにより、被保護者の年金受給資格の精査、年金に関する相談援助、年金裁定請求手続きの支援等を行い、他法他施策の一層の活用を図ります。 3 生活保護者法外援護費 92,762千円 民間保護施設の職員雇用及び職員処遇改善等を図り保護開始時に日用品・肌着等を支給します。
本年度		千円 94,144,728	
前年度		92,640,297	
差引		1,504,431	
本年度の財源内訳	国	69,484,013	
	県	—	
	その他	2,046,602	
	市費	22,614,113	

32	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 6,190,932千円 小児の医療費にかかる自己負担分を助成します。 対象者及び見込数 （1）0～就学前児（入・通院） 180,012人 （2）就学～中学卒業（入院） 990件 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,604,718千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる自己負担分を助成します。 （1）対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 （2）対象人員 42,749人
本年度		千円 7,795,650	
前年度		7,885,208	
差引		△ 89,558	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,591,697	
	その他	178,998	
	市費	5,024,955	

33	国民健康 保険事業 (国民健康保険 事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。					
	本年度		千円 314,297,755		1 被保険者数 939,300人 (前年度 956,125人)			
	前年度		295,918,014		2 世帯数 562,600世帯(前年度 570,699世帯)			
	差引		18,379,741		3 一部負担金割合 3割 ただし、義務教育就学前未満は2割、前期高齢者は1割(現役並み所得者は3割)			
本年度の 財源内訳	国	64,854,800	4 高額療養費 一部負担金が一定の限度額を超えた場合に、高額療養費を支給します。					
	県	13,581,844	5 出産育児一時金 1件 38万円 (21年10月から42万円に改正予定)					
	その他	210,640,333	6 葬祭費 1件 5万円					
	市費	25,220,778	7 保険料 (1) 本年度も引き続き市費の繰入れ等を行います。 (市費繰入額：一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%) (2) 後期高齢者医療制度への財政負担として、後期高齢者支援金を拠出します。 (財源：国・県・市費、保険料) (3) 賦課限度額 医療給付費分47万円(前年同)、介護納付金分10万円(前年度9万円) 後期高齢者支援金分12万円(前年同)					
<保険料率の比較>								
	賦課割合		医療分料率		介護分料率		支援分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
本年度	50%	50%	34,520円	1.05	12,240円	0.31	9,970円	0.33
前年度	50%	50%	35,780円	1.05	12,350円	0.34	6,620円	0.18
8 特定健康診査・保健指導 40歳から74歳までの横浜市国民健康保険加入者に対し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査、及びその結果に応じた保健指導を実施します。(財源：国・県・市費、保険料、自己負担)								
(1) 対象者数 635,500人								
(2) 健診実施率 20%								
(3) 保健指導利用率 20%								
(4) 自己負担額 特定健診：課税者 1,200円、非課税者 400円 保健指導：無料								

34	後期高齢者医療事業等 (後期高齢者医療事業費会計・老人保健医療事業費会計・一般会計)		事業内容														
	本年度	千円 52,988,422	1 後期高齢者医療事業 51,256,469千円 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）と市町村が共同して運営します。広域連合においては被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課等を行い、本市においては保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。														
	前年度	75,750,766	(1) 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方														
	差引	△ 22,762,344	(2) 被保険者数 315,330人 (3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 (ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には月額上限の減額制度あり。)														
本年度の財源内訳	国	485,080	(4) 公費負担割合 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金（各保険者からの拠出金）及び公費（国・県・市）によって賄われます。 現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金で賄われます。														
	県	121,270															
	保険料等	29,475,299															
	市費	22,906,773															
			<table border="1"> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </table>					保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
保険料	支払基金	国	県	市													
10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6													
			(5) 保険料 被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。 ア 賦課割合 均等割 39% 所得割 61%（神奈川県内） (平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%) イ 賦課限度額（年間） 500,000円 ウ 保険料率 均等割額 39,860円 所得割率 7.45% エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置（21年度） (ア) 低所得者 ① 世帯の所得に応じて、均等割額を軽減（軽減割合：9割・8.5割・5割・2割のいずれか） ② 個人の所得に応じて、所得割額を軽減（軽減割合：50%） (イ) 被用者保険の被扶養者であった者 均等割額を9割軽減（所得割額の賦課なし）														
			2 老人保健医療事業 1,731,953千円 平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、老人保健制度は平成20年3月31日で終了となりました。 平成21年度の実施内容は、月遅れ請求分のみとなります。														

35	生活困窮者支援・ 寿地区対策事業・ ホームレス支援	事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。 1 生活困窮者支援 17,776千円 (1) 地域日常生活自立支援事業 〈拡充〉 生活保護受給に至らないが、様々な事由による生活困窮者に対し、就労支援等の相談を行うことにより、自立を支援します。 本年度は全区展開します。(20年度は中区でモデル実施) また、本市緊急雇用対策における求職者支援の窓口としても活用します。 2 寿地区対策 318,616千円 (1) 寿町労働福祉センター運営費補助事業 運営主体：(財)寿町勤労者福祉協会 事業内容：診療所・図書館・娯楽室等の運営管理 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区緊急援護対策事業 (4) 寿町なんでもSOS班事業 (5) 一般援護費等 3 ホームレス支援 423,154千円 (1) ホームレス自立支援事業 (2) ホームレス保健サービス支援事業 (3) ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)	
本年度	千円	759,546	
前年度		807,494	
差引		△ 47,948	
本年度の財源内訳	国	150,681	
	県	—	
	その他	484	
	市費	608,381	

36	中国残留邦人等支援	事業内容 中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施、日本語教育、地域生活支援プログラム等を行い、適切な援助を行います。 1 中国残留邦人等生活支援給付 912,125千円 老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯収入が一定の基準を満たさない場合には、生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度により、中国残留邦人一世等に対し補完する支援給付を行います。 また、生活費以外に、住宅費、医療費、介護費等を個々のニーズに応じて、中国残留邦人一世等に対し、給付します。 2 支援相談員による支援 15,900千円 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援相談員」を設置し、支援給付業務等を行います。 3 日本語講座等委託金 10,110千円 中国残留邦人等の地域生活を支援するため、日本語教育等を委託により行います。 4 地域生活支援プログラム 16,500千円 中国残留邦人等が日本語習得等のために各種機関に通所する場合等の交通費、教材費を支給します。 5 その他事務費 4,181千円	
本年度	千円	958,816	
前年度		910,527	
差引		48,289	
本年度の財源内訳	国	727,534	
	県	—	
	その他	91	
	市費	231,191	

37	産科・周産期医療の充実		事業内容 1 緊急産科医療対策事業 29,540千円 安心して出産できる環境を確保するため、医療機関の連携推進や助産所の活用に取り組みます。 (1) セミオープンシステム推進事業 (2) 助産所嘱託医療機関確保対策事業 (3) 早期産後ケア促進事業 (4) 助産師スキルアップ支援事業 (5) 助産所等設置促進事業 2 周産期救急医療対策事業 95,213千円 周産期救急患者の受入れを促進するため、二次救急病院の体制確保費や周産期センター運営費を助成します。 (1) 周産期救急連携病院運営費助成等 27,213千円 (2) 周産期センター運営費助成 68,000千円 3 緊急周産期医療対策事業〈新規〉 26,555千円 周産期救急医療体制を充実させるため、NICU（新生児集中治療室）及びその後方病床であるGCU（新生児治療室）の整備等を行う医療機関に助成します。
	本年度	千円 151,308	
	前年度	152,164	
	差引	△ 856	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	—	—	
	市費	151,308	

38	小児科二次救急医療の充実		事業内容 1 小児救急拠点病院事業 177,500千円 (1) 小児救急拠点病院体制確保費の助成140,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う医療機関に助成を行います。 ・小児救急拠点病院（7病院） 北部病院、労災病院、東部病院、市民病院、横浜医療センター、みなと赤十字病院、南部病院 (2) 小児救急拠点病院機能強化対策 37,500千円 小児救急拠点病院の機能強化（小児科常勤医11人以上体制の確保）に助成を行います。 （平成19年度から平成21年度までの3か年事業） 2 小児科病院群輪番制 夜間・休日において、輪番制による小児科の二次救急医療体制を確保します。 ・市域2病院体制 参加病院数 20病院（平成21年1月1日現在）
	本年度	千円 177,500	
	前年度	232,917	
	差引	△ 55,417	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	—	—	
	市費	177,500	

		事業内容	
39	救急医療体制の確保	1,209,429	<p>1 初期救急医療対策事業 557,786千円</p> <p>(1) 初期救急医療対策事業 394,637千円</p> <p>ア 休日急患診療所運営費等助成事業 市内18か所の休日急患診療所に運営費等を助成します。</p> <p>イ 夜間急病センター運営費助成事業等 北部・南西部夜間急病センターや深夜帯の内科及び小児科の初期救急患者の受入病院に運営費を助成します。</p> <p>(2) 救急医療センター運営事業 163,149千円</p> <p>ア 夜間急病センター（桜木町） 内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科</p> <p>イ 救急医療情報センター（201-1199） 24時間365日、救急医療機関を案内します。</p> <p>ウ 小児救急電話相談（201-1174） お子さんが急な病気などの時に、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。</p> <p>2 二次救急医療対策事業 502,207千円</p> <p>(1) 病院群輪番制事業 270,939千円 夜間・休日の入院を必要とする救急患者の受入体制を確保するため、病院群輪番制に参加する病院に体制確保費を助成します。</p> <p>・診療科目 内科・外科（市域3病院体制）、急性心疾患（市域1病院体制） 小児科（市域2病院体制）</p> <p>・参加病院数 48病院（平成21年1月1日現在）</p> <p>(2) 小児救急拠点病院事業〈35ページ 38の1の再掲〉 177,500千円 小児救急拠点病院に体制確保費等を助成します。</p> <p>(3) 周産期救急連携病院運営費助成等〈35ページ 37の2(1)の再掲〉 27,213千円 周産期二次救急病院に体制確保費等を助成します。</p> <p>(4) 緊急周産期医療対策事業〈新規〉〈35ページ 37の3の再掲〉 26,555千円 周産期救急医療体制を充実させるため、NICU（新生児集中治療室）及びその後方病床であるGCU（新生児治療室）の整備等を行う医療機関に助成します。</p> <p>3 三次救急医療対策事業 145,912千円</p> <p>(1) 救命救急センター運営費助成 77,912千円 多発外傷や急性心疾患・脳血管疾患などの重篤な患者に対応する救命救急センターに運営費を助成します。</p> <p>(2) 周産期センター運営費助成〈35ページ 37の2(2)の再掲〉 68,000千円 妊娠、出産から産後及び新生児に至る周産期の重篤な患者に対応する周産期センターに運営費を助成します。</p> <p>4 YMAT（横浜救急医療チーム）運営事業 3,524千円 市内で発生した列車脱線事故等、複数の重症者が発生した災害現場で消防と連携して救命医療を行うYMAT（協力病院より派遣）を運営します。</p>
本年度		千円	
前年度			
差引			
本年度の財源内訳	国		—
	県		37,550
	その他		65
	市費		1,171,814

40	地域医療の充実		事業内容
本年度	千円 467,186		1 在宅療養連携推進事業 2,856千円 医療・介護ニーズを併せもつ在宅患者等の療養環境の充実に向け保健・医療・福祉の連携を推進します。 (1) 医師(診療所・病院)、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー等による対応方策の検討 (2) 在宅療養に携わるスタッフの拡充、連携強化を図るための保健・医療・福祉関係者向け研修会の開催
前年度	498,990		2 医療連携推進事業 1,265千円 地域の病院、診療所等の連携を推進する医療機関の取組を支援します。
差引	△ 31,804		3 医療人材確保対策事業 463,065千円 (1) 看護師確保の支援 437,215千円 ア 看護師復職支援事業費助成等 イ 看護職のための就職説明会の開催 ウ 看護専門学校への補助 (2) 女性医師等人材確保対策事業 25,850千円 医師や看護師などが安心して働き続けることができる環境を整備します。 ア 院内保育所整備費助成 イ 24時間院内保育促進助成 ウ ワークシェア推進助成
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	—	—	
	市費	467,186	

41	地域医療の基盤整備		事業内容
本年度	千円 8,203,789		1 南西部地域中核病院整備調整事業 300千円 国立病院機構横浜医療センターを南西部地域中核病院として位置づけることに伴う調整を行います。 ・平成22年度に位置づけ予定
前年度	7,924,355		2 地域中核病院支援事業 623,339千円 地域中核病院の建設資金等の借入れに伴う利子補助を行います。 (1) 済生会横浜市南部病院 (昭和58年開院) (2) 昭和大学横浜市北部病院 (平成13年開院) (3) 済生会横浜市東部病院 (平成19年開院)
差引	279,434		3 医療機関整備資金貸付事業 911,234千円 平成21年度以降の新規貸付について取りやめます。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	905,546	4 病院事業会計繰出金 6,668,916千円 市立病院が実施している、救急医療などの政策的医療等について、繰出を行います。 (1) 市民病院 1,599,063千円 (2) 脳血管医療センター 2,845,821千円 (3) みなと赤十字病院 2,224,032千円
	市費	7,298,243	

42	感染症・食中毒 対策事業等		<p>事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時においては被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するため、次の事業を実施します。</p> <p>1 感染症・食中毒対策事業 19,611千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発や検査の実施により、事件の発生を未然に防止します。事件発生時には、関係者への迅速な調査により、感染源や原因の特定を行い、被害の拡大防止を図ります。</p> <p>2 結核・感染症発生動向調査事業 39,519千円 市内における感染症患者の発生状況や病原体の情報を収集・解析し、医療機関等と共有することにより効果的な感染症予防策を実施します。また、病原体を媒介する可能性のある蚊やカラス等野鳥のウイルス保有調査を行います。</p> <p>3 結核特別対策事業 18,480千円 高齢者等の結核ハイリスク者を対象に健診・治療支援、医療従事者等の研修を行い、感染拡大防止を図ります。</p> <p>4 結核医療・健康管理事業 163,213千円 結核接触者、施設入所者等を対象に健康診断を行い結核の早期発見及びまん延防止を図ります。 また、適正な結核医療を確保するため、感染症診査協議会を運営するとともに、医療費を負担します。</p> <p>5 エイズ・性感染症予防対策事業 69,777千円 無料・匿名の相談・検査、正しい知識の普及・啓発などを行うことにより、H I V・性感染症の予防、感染の早期発見、適切な医療の確保等を図ります。</p> <p>6 予防接種事業 3,496,302千円 感染症の発生及びまん延防止を目的に、三種混合や麻しん等の予防接種を市内の協力医療機関及び福祉保健センター（ポリオ接種のみ）で実施します。 また、インフルエンザに罹患した場合重症化の恐れが高い高齢者などに対するインフルエンザ予防接種を医療機関で実施します。</p> <p>7 衛生研究所運営事業 134,276千円 地域保健対策等を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政部局と連携して、保健衛生に関する試験検査、調査研究等を行います。 また、市民の健康、安全、安心を守る健康危機管理への一翼を担うための検査体制の充実や、業務・施設機能の強化に向けた検討等を行います。</p>
本年度	千円 4,004,626		
前年度	3,208,661		
差引	795,965		
本年度の 財源内訳	国	146,163	
	県	44,987	
	その他	36,849	
	市費	3,776,627	

43	新型インフルエンザ 対 策 事 業		事業内容 ひとたび発生すると爆発的に感染拡大し、社会的に大きな被害が起きるとされている新型インフルエンザについて、被害を最小限に止めることができるよう、事前に必要な資機材の備蓄や体制を整備します。
本 年 度		千円 208,678	1 医療体制の確保 〈拡充〉 194,806千円 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や地域中核病院等と、受入体制について調整を進めるとともに必要な資器材（感染防護服等）を備蓄します。
前 年 度		40,681	2 訓練・研修の実施 〈拡充〉 3,250千円 発生時に関係者が迅速に対応できるよう、必要なマニュアル等を整備し、医療機関や福祉保健センター等による対応訓練や、関係者への研修を行います。
差 引		167,997	3 市民啓発の強化 〈拡充〉 10,622千円 正しい知識や今からできる備蓄等の対策、流行時の適切な対処方法について市民啓発等を強化します。
本年度の 財源内訳	国	11,724	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	196,954	

44	医療安全推進事業等		事業内容
本 年 度		千円 30,948	1 医療安全支援センター事業 8,729千円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上の促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、引き続き医療従事者や市民を対象とした医療安全研修の充実を図ります。
前 年 度		32,124	2 薬務事業 12,220千円 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可及び監視指導等を行います。 また、市民を対象に医薬品の適正使用や薬物乱用防止対策を推進するための講演会を開催します。
差 引		△ 1,176	3 医療指導事業 9,999千円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務及び許認可業務を通して、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	24,391	
	市 費	6,557	

45	食の安全確保事業		事業内容 市民の食の安全・安心を確保するため、監視や検査を強化して実施します。
本年度	千円 220,756		1 食品衛生監視指導等事業 29,971千円 食の安全確保を図るため、飲食店等の食品関係営業施設への監視指導等を実施します。
前年度	212,218		2 食の安全強化対策事業〈拡充〉 60,846千円 (1) 残留農薬検査事業 輸入・国産農産物や加工品等を対象に、検体数を増加して実施します。
差引	8,538		(2) 動物用医薬品検査事業 食肉や養殖魚等に使用される抗生物質や合成抗菌剤などの残留検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	15,126	(3) ノロウイルス食中毒予防対策事業 小学校や福祉施設等の監視指導や感染予防の啓発等を実施します。
	県	—	(4) アレルギー食品、遺伝子組換え食品検査等事業 乳・卵等のアレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品の検査を実施します。
	その他	210,831	3 BSE(牛海綿状脳症)等検査事業 31,778千円 引き続き21か月齢未満を含め、全頭のスクリーニング検査を実施します。
	市費	△5,201	4 市場衛生検査所運営事業 98,161千円

46	快適な生活環境の確保事業		事業内容 市民の快適な生活環境を確保するために、各種事業を実施します。
本年度	千円 90,875		1 環境衛生監視指導事業 12,945千円 ホテル等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、監視指導や水質検査を実施します。 特にレジオネラ症の防止対策として、公衆浴場及びプール施設の検査等を継続して実施します。
前年度	88,943		2 居住衛生対策事業 3,191千円 建築物におけるシックハウスを予防するため策定した「シックハウス対策ガイドライン」に基づき、多数の市民が利用する施設の設置者・管理者へガイドラインの周知及び適切な維持管理の啓発等を行います。
差引	1,932		3 建築物衛生対策事業〈拡充〉 7,805千円 建築物や受水槽等の衛生状態の向上を目的に各種事業を行います。 特にレジオネラ症の防止対策として、社会福祉施設における浴槽水の検査を行うとともに、設置者・管理者等を対象とした衛生講習会を行い、適切な維持・管理について周知・啓発を行います。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	180	
	その他	11,389	
	市費	79,306	

47	動物の保護管理事業		事業内容
本年度	千円 99,161		<p>1 動物愛護管理事業 〈拡充〉 40,345千円 動物の正しい飼い方の指導及び動物愛護、適正飼育の普及啓発を行います。また、犬・猫の不妊去勢手術の頭数を3,000頭（前年度2,500頭）に拡充し、野良猫については補助額を5,000円（飼犬、飼猫は3,000円）に増額して推進します。</p> <p>2 畜犬センター事業 19,241千円 犬の捕獲収容、保管・返還及び処分、狂犬病の鑑定譲渡、動物愛護普及啓発等を行います。</p> <p>3 狂犬病予防事業 37,321千円 狂犬病発生の予防のため、登録・予防接種を推進し犬の登録の実施・鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付や適正飼育についての指導を行います。</p> <p>4 災害時ペット対策事業 〈拡充〉 2,254千円 災害時の放浪犬対策にも活用できる、マイクロチップ装着を推進するため、1,000名を対象に施術費用約5,000円の一部1,500円を補助します。</p>
前年度	101,126		
差 引	△ 1,965		
本年度の財源内訳	国	—	
	市 債	—	
	その他	143,596	
	市 費	△ 44,435	

48	動物愛護センター （仮称）整備事業		事業内容
本年度	千円 848,035		<p>「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目的に犬猫の適正飼育や愛護意識の普及啓発等の拠点として、神奈川区菅田町に動物愛護センター（仮称）を整備します。（開所予定：平成22年秋）</p> <p>1 施設概要 （1）敷地面積 10,560㎡ （2）建築面積 1,738㎡ （3）延床面積 2,858㎡ （4）階数 地下1階、地上2階 （5）構造 鉄筋コンクリート （一部鉄骨造、木造）</p> <p>2 本年度事業費内訳 （1）工事関係費 843,909千円 センター建設・設備工事、外構工事、道路工事等 （2）その他 4,126千円 用地管理、運営準備等</p>
前年度	288,688		
差 引	559,347		
本年度の財源内訳	国	289,000	
	県	—	
	市債	418,000	
	市 費	141,035	

49	市民の健康づくり 推進事業		事業内容 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくり活動に関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。 また、食育基本法に基づき、本市食育推進計画を策定します。
本年度	千円 104,624		1 「健康横浜21」推進事業 40,001千円 重点取組3分野（①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進）の目標達成のため、引き続き全区において推進事業を展開します。 また、「健康横浜21推進会議」の開催や各関係機関・団体との連携事業を実施します。
前年度	96,743		2 地域人材育成・活動支援 39,350千円 食生活等改善推進員・保健活動推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成、活動を支援します。
差引	7,881		3 健康相談等 20,373千円
本年度の財源内訳	国	8,559	4 食育推進計画の策定〈新規〉 4,900千円 健全な食生活の実践や健康づくり、食の安全確保等を推進するため、本市の食育推進の基本となる計画を策定します。
	県	—	
	その他	784	
	市費	95,281	

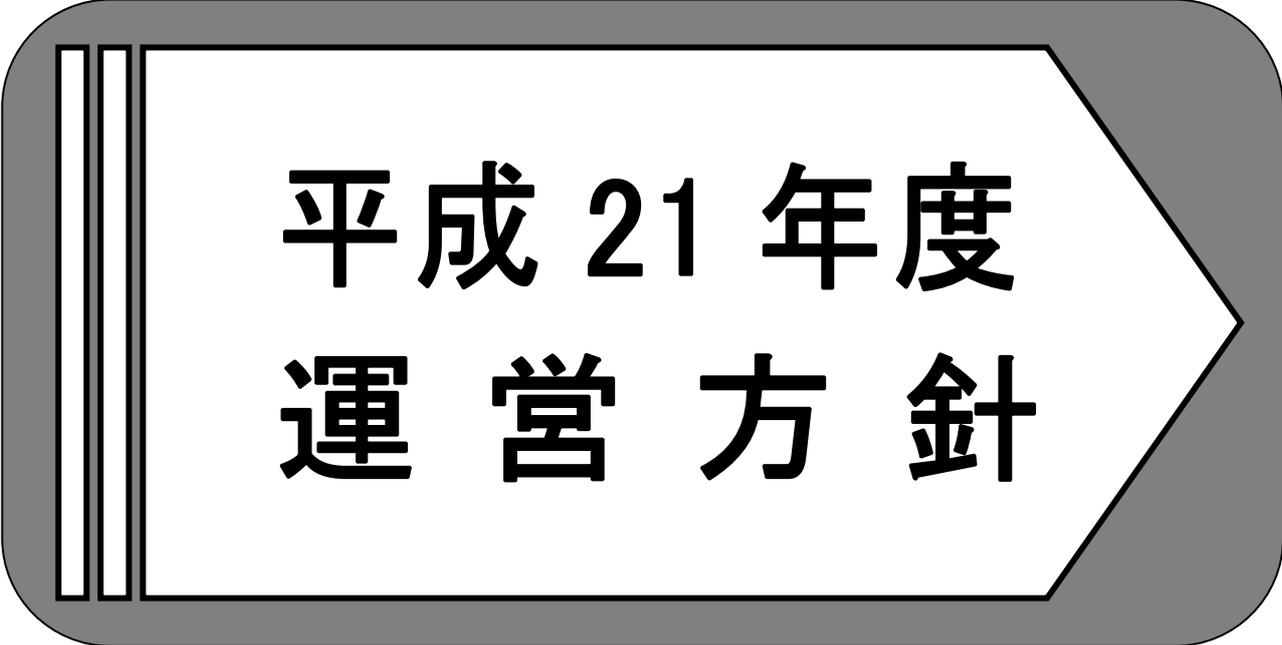
50	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び福祉保健センター等で実施します。 また、受診者数の増加に向けて、引き続き、子宮がん、乳がん検診について、40、45、50歳の女性を対象にした個別受診勧奨を実施するほか、受診環境の整備を図ります。																																
本年度	千円 1,896,264		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>今年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>50,500人</td> <td>50,500人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>15,800人</td> <td>15,770人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>76,700人</td> <td>71,600人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>31,200人</td> <td>29,100人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>93,500人</td> <td>93,500人</td> </tr> <tr> <td>P S A検査 (前立腺)</td> <td>50歳以上の男性 (1年に1回)</td> <td>34,100人</td> <td>34,100人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>301,800人</td> <td>294,570人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	今年度	前年度	胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	50,500人	50,500人	肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	15,800人	15,770人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	76,700人	71,600人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	31,200人	29,100人	大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	93,500人	93,500人	P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	34,100人	34,100人	計		301,800人	294,570人
区分	対象	今年度		前年度																															
胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	50,500人		50,500人																															
肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	15,800人		15,770人																															
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	76,700人		71,600人																															
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	31,200人		29,100人																															
大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	93,500人		93,500人																															
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	34,100人		34,100人																															
計		301,800人		294,570人																															
前年度	1,702,555																																		
差引	193,709																																		
本年度の財源内訳	国	—																																	
	県	—																																	
	その他	4,837																																	
	市費	1,891,427																																	

51	難病患者への支援		事業内容 難病患者等に各種福祉保健サービスを提供し、療養上の支援、日常生活の支援を行うことにより、安定した療養生活の確保、自立と社会参加の促進を図るとともに患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上を目指します。
本 年 度	千円 51,873		1 対象者 横浜市在住で、国が定める難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患の患者及び関節リウマチ患者
前 年 度	45,414		2 実施事業
差 引	6,459		(1) ホームヘルプサービス 440件 (2) 日常生活用具給付 20品 (3) 短期入所 7日 (4) 医療相談 74回 (5) 訪問指導相談 600件 (6) 療養支援計画策定・訪問診療 1回 (7) 外出支援サービス 900回 (8) 難病患者一時入院 530日 (9) 在宅重症患者外出支援 380回
本年度の財源内訳	国	9,114	
	県	751	
		—	
	市 費	42,008	

52	公害健康被害者への支援と石綿健康被害者対策（一般会計・公害被害者救済事業費会計）		事業内容 1 公害健康被害者対策事業（一般会計） 714,676千円 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、必要な事業を実施します。
本 年 度	千円 777,165		(1) 公害健康被害補償事業 679,161千円 (2) 公害保健福祉事業 2,893千円 (3) 環境保健事業 30,732千円 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 1,890千円
前 年 度	803,363		2 公害被害者救済事業費会計 38,126千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
差 引	△ 26,198		(1) 給付事業費等 24,332千円 (2) 公害保健センター事業費 13,794千円
本年度の財源内訳	国	46,346	3 石綿健康被害者対策事業（一般会計） 24,363千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
	県	—	
	その他	716,148	
	市 費	14,671	

53	斎場運営事業	事業内容 火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対する補助事業を実施します。 1 斎場運営事業 1,083,245千円 市営4斎場の管理運営を行います。																		
本年度		千円 1,120,389																		
前年度		1,106,422																		
差引		13,967																		
本年度の財源内訳	国	—																		
	県	—																		
	その他	720,757																		
	市費	399,632																		
		2 民営斎場使用料補助事業 37,144千円 民営西寺尾火葬場を利用する市民に、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 補助金額 16,000円/件																		
		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>久保山</th> <th>南部</th> <th>北部</th> <th>戸塚</th> </tr> <tr> <td>火葬炉</td> <td>12基</td> <td>10基</td> <td>16基</td> <td>6基</td> </tr> <tr> <td>葬祭ホール</td> <td>—</td> <td>2室</td> <td>4室</td> <td>2室</td> </tr> </table>				区分	久保山	南部	北部	戸塚	火葬炉	12基	10基	16基	6基	葬祭ホール	—	2室	4室	2室
区分	久保山	南部	北部	戸塚																
火葬炉	12基	10基	16基	6基																
葬祭ホール	—	2室	4室	2室																

54	墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)	事業内容 メモリアルグリーンを含む市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。 1 墓地・霊堂事業 279,608千円 (1) 市営墓地(約37,000区画)																		
本年度		千円 1,306,556																		
前年度		1,353,179																		
差引		△46,623																		
本年度の財源内訳	国	—																		
	県	—																		
	その他	1,217,982																		
	市費	88,574																		
		※壁面式(平成5年開設、450基)含む、合葬式墓地(6,000体)含まず (2) 久保山霊堂 納骨壇2,910基、2式場 (3) 市営墓地未使用・無縁区画整理事業 〈新規〉 2 メモリアルグリーン事業 1,025,828千円 (1) 敷地面積 約61,000㎡ (2) 芝生型墓地 7,500区画 (3) 合葬式樹木型 3か所(3,000体収容) (4) 合葬式慰霊碑型 1か所(12,000体収容) (5) 管理事務所・レストハウス 1棟 (6) 駐車場 約400台 (7) 開設年 平成18年 (8) 平成21年度使用者募集 ア 芝生型墓地 1,050区画 イ 合葬式樹木型 300体分 ウ 合葬式慰霊碑型 1,200体分																		
		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>久保山墓地</th> <th>三ツ沢墓地</th> <th>日野公園墓地</th> <th>根岸外国人墓地</th> </tr> <tr> <td>総区画数</td> <td>約14,000</td> <td>約7,000</td> <td>※約15,000</td> <td>約1,000</td> </tr> <tr> <td>開設年</td> <td>明治7年</td> <td>明治41年</td> <td>昭和8年</td> <td>明治35年</td> </tr> </table>				区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地	総区画数	約14,000	約7,000	※約15,000	約1,000	開設年	明治7年	明治41年	昭和8年	明治35年
区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地																
総区画数	約14,000	約7,000	※約15,000	約1,000																
開設年	明治7年	明治41年	昭和8年	明治35年																



平成21年度 運営方針

誰もが健康で安心して地域で暮らし続けられる
都市横浜の実現に向けて

平成21年5月

横浜市健康福祉局

◆ 重点推進施策目次 ◆

1 地域福祉保健の推進		P	
1	地域福祉保健計画の推進	3	
2	地域ケアプラザの整備・運営と 次期指定管理者の円滑な選定	3	
3	区福祉保健センターの機能強化と人材育成	3	
4	横浜市社会福祉協議会	4	
5	福祉のまちづくり推進	4	
6	福祉人材確保事業	4	

2 高齢者保健福祉の推進		P	
1	介護支援ボランティアポイント事業	4	
2	介護保険等の低所得者対策	5	
3	介護予防の推進	5	
4	認知症高齢者等の支援の推進	5	
5	特別養護老人ホームの整備	5	
6	養護老人ホームのあり方検討	6	
7	敬老特別乗車証交付事業	6	

3 障害者施策の推進		P	
1	障害者の後見的支援の充実	6	
2	障害者移動支援施策体系の再構築	6	
3	地域生活支援のための多機能型施設の 整備に向けた検討	7	
4	在宅生活を支えるための 医療的ケア対応の推進	7	
5	障害者就労支援事業	7	
6	自殺予防対策事業	7	
7	公立施設の民営化の推進	8	

4 生活基盤の安定と自立の支援		P	
1	被保護者の就労支援	8	
2	ホームレスの自立支援	8	
3	地域日常生活自立支援事業 (生活保護に至らない方への就労自立支援)	8	
4	特定健康診査の受診率向上	9	
5	国民健康保険事業の安定運営に向けた 財政基盤強化のための総合的対策	9	

5 地域医療の充実と救急医療体制の整備		P	
1	在宅療養連携推進事業	9	
2	緊急産科・周産期医療対策等の充実	9	
3	救急医療対策の充実	10	

6 健康で安全な暮らしの支援		P	
1	新型インフルエンザ対策事業	10	
2	感染症、食中毒予防事業	11	
3	社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策	11	
4	食の安全強化対策事業	11	
5	動物愛護センター(仮称)の整備事業	11	
6	安全・安心な医療の推進	12	
7	がん検診事業	12	
8	市民の健康づくりの推進	12	
9	衛生研究所の再整備	13	
10	墓地のあり方検討	13	

平成21年度健康福祉局運営方針

基本的な考え方

少子高齢化の急速な進展に加え、世界的な経済不況が市民生活を直撃しています。この危機を乗り切り、市民の生活不安に対処するため、当面「市民生活の安定に向けた5つの緊急対策」に全力を尽くします。同時に、今後の厳しい財政状況を踏まえ、中長期を見据えた安定的な施策体系を構築するために、「持続可能な保健福祉医療サービスのあり方検討」を進め、「誰もが地域でその人らしく、安心して暮らし続けられる都市横浜」を目指してまいります。

今日の安心

明日の安心

そして 将来への安心

に向けて！

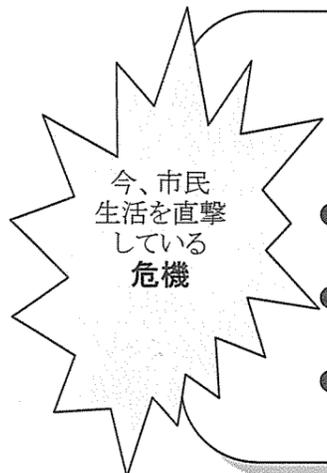
実行にあたっては、喫緊・中期・長期の3つの視点から、施策を点検し実行します。

今日の生活に不安を抱える市民に、迅速かつ積極的な対応
社会経済状況の変化に合わせて、市民生活を守るため、迅速に柔軟な対応を実施していきます。

明日、地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療施策のさらなる前進
次期中期計画策定に向けて、保健・福祉・医療施策の、現状分析、課題検討等の準備業務を始動します。

将来に渡って安心できる、保健・福祉・医療施策の持続可能性を追求
将来の保健・福祉・医療のあり方について提案し、市民との議論を始めます。また、国へも政策提言を行ってきます。

現状と課題



- 新型インフルエンザや食の安全に対する脅威
「新型インフルエンザ被害予測」：医療機関受診患者数 約48万人、死亡者数 約2,800人
- 雇用崩壊による生活困難層の急増
「被保護世帯数の増加率が昨年の約2.5倍」：増加数18～19年度1,079世帯→19～20年度2,708世帯
- 人材不足による介護サービス低下の懸念
「介護職の有効求人倍率(19年度)は全業種の約3倍」：介護職2.89倍、全業種0.90倍
- 出産を取り扱う施設の減少や医師不足等による救急医療サービス低下の懸念
「対象機関の減少」：出産施設62→60施設、小児輪番参加病院29→20施設(15年度～20年度)
- 少子高齢化のさらなる進展による市民負担の増加懸念
「高齢者1人に対する生産年齢人口が3.5人(21年)から2.5人(37年)」

さらなるサービスの充実を目指して、3プランがスタートします。

3プラン：地域福祉保健計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者プラン

少子高齢社会にそなえ保健福祉医療サービスの基盤を充実しました。一方で、今後もちょうじたサービス充実の費用の増加が見込まれます。

- ※()内は、(21年度当初整備数/中期計画等整備予定数)
- 身近な福祉保健活動拠点としてケアプラザは市域の80%カバー(112/134か所)
 - 在宅生活の継続が難しい方に対する特別養護老人ホームを急ピッチで整備(12,484床/13,307床)
 - 障害者グループホーム(448/540か所) 地域活動ホーム、生活支援センターの整備で生活支援(31/36か所) ○ 生保受給者への就労支援(延べ 3,500人)
 - 地域中核病院(5/6か所) ○ 小児救急拠点病院(7/8か所)
- 【5年間(H17⇒H21)の経費・市民負担の推移】**
- 介護給付費の増加(約40%増で1,788億円)
 - 敬老特別乗車証事業費の増加(約20%増で約102億円)
 - 生活保護費の増加(約10%増で約932億円)
 - 国民健康保険事業の増加(約10%増で約3,000億円)

取り組むべき対策

市民生活の安定に向けた5つの緊急対策

- ① 市民の安全確保に向けた緊急対策
健康危機管理の機能強化による新型インフルエンザや食の安全などへの対応強化
- ② 失業者、生活困窮者の生活を支える緊急対策
緊急経済対策としての、住居の確保と就労支援
- ③ 福祉人材確保のための緊急対策
ヘルパー1000人増加作戦、EPAによる介護人材の確保
- ④ 産科・周産期、小児救急医療充実のための緊急対策
出産場所の確保対策やNICUの整備促進、小児救急拠点病院の機能強化
- ⑤ 社会保障制度改革の実施を円滑化するための緊急対策
生活保護適正化の推進や低所得者対策

保健福祉医療サービスを持続可能にしていく施策のあり方検討

次期中期計画の策定に向けて、また、150周年を契機に未来を展望

- ① 幅広い参加が可能な仕組みづくり(新たな協働への取り組み)
ケアプラザ等を活用しながら、地域住民やボランティアがより参加しやすい仕組みづくりなど、地域福祉保健活動のさらなる活性化策を検討します。
- ② 高齢者が元気で活躍できる社会
元気な高齢者がその経験を活かしながら、仕事やボランティア活動などで活躍できる仕組みや仕掛けづくりを検討します。
- ③ 障害者の将来にわたるあんしん施策
地域生活支援、移動支援、権利擁護の三分野であらたな施策を検討します。
- ④ 地域医療の充実
限られた医療資源を有効活用できるよう、救急医療体制のあり方を再検討します。
- ⑤ 安全確保機能の強化
新たな感染症、食中毒等に対応するため、検査研究体制の強化を検討します。
- ⑥ 今後の保健福祉医療サービスのあり方(サービス水準と負担)
今後も持続的にサービスが提供し続けられるよう、サービスの優先度や給付と負担のあり方を含め、幅広く市民に議論を喚起していきます。

《職員の取り組み姿勢》

時間を効率的に使うため、従来の慣行に捉われず、“思い切って”仕事の見直しを実践することとします。

6分野別の主な取組 — 重点推進施策 —

地域福祉保健の推進

【市民生活の安心に向けた喫緊の対策】

・ヘルパー1000人増加作戦

ヘルパー養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設に就労した方などを対象に受講料を助成。

ヘルパー就業者を1,000人増やします(新規)

・福祉人材の緊急確保

特別養護老人ホームの職員の処遇改善等への経費を助成。

・海外からの介護人材就労支援

経済連携協定に基づき、海外からの介護福祉士候補者の受入施設等に助成。

【施策のあり方検討】

- ・地域福祉保健計画・区計画策定支援事業
- ・瀬谷区支えあい家族支援モデル事業
- ・横浜市社会福祉協議会

【他都市との比較】

地区別計画の策定を行っているのは、指定都市で、横浜市のみ。

関連重点推進施策

- ・地域福祉保健計画の推進
- ・地域ケアプラザの整備・運営と次期指定管理者の円滑な選定
- ・福祉保健センターの機能強化と人材育成
- ・横浜市社会福祉協議会
- ・福祉のまちづくり推進
- ・福祉人材確保事業(ヘルパー1000人増加作戦事業/福祉人材緊急確保事業/海外からの介護人材就労支援事業)

高齢者保健福祉の推進

【市民生活の安心に向けた喫緊の対策】

・介護保険等の低所得者対策

所得が低くても必要な人が必要なサービスを利用できるように利用者負担を助成。

・高齢者の地域からの孤立防止対策

地域の見守りを、地域住民、地縁的団体、NPO、地域包括支援センター等が連携して行うネットワーク構築を支援。

ボランティアポイント登録者数1,800人を目指します(新規)

【施策のあり方検討】

- ・介護支援ボランティアポイント事業のモデル実施
- ・養護老人ホーム
- ・敬老特別乗車証交付事業

【他都市との比較】

介護支援ボランティアポイント事業の実施は、指定都市では初。

関連重点推進施策

- ・介護支援ボランティアポイント事業
- ・介護保険等の低所得者対策(在宅サービス利用者負担助成の拡充)
- ・介護予防の推進
- ・特別養護老人ホームの整備
- ・敬老特別乗車証交付事業
- ・認知症高齢者等の支援の推進
- ・養護老人ホームのあり方検討

障害者施策の推進

【市民生活の安心に向けた喫緊の対策】

・自立支援法負担額助成策

低所得者のサービス利用を支援するため、利用者負担額の全額を助成。

・障害者グループホームの安全対策

地域生活の重要な場である、グループホームの消防設備の整備に要する経費を補助。

・障害者就労支援対策

雇用の場の拡大、職場体験実習等を通じたスキルアップ、就労支援センターの拡充による就労支援基盤の強化。

新たに250人の障害者が就職できるよう支援します

【施策のあり方検討】

- ・将来にわたるあんしん施策
- ・発達障害者支援法体制整備事業

【他都市との比較】

障害者の新規就労者数(209人)、定着率(88.8%)は、指定都市第1位(平成19年度実績)。

関連重点推進施策

- ・障害者の後見的支援の充実
- ・障害者移動支援施策体系の再構築
- ・地域生活支援のための多機能型施設整備に向けた検討
- ・在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進
- ・障害者就労支援事業
- ・自殺予防対策事業
- ・公立施設の民営化の推進

生活基盤の安定と自立の支援

【市民生活の安心に向けた喫緊の対策】

・生活保護対策

就労支援専門員を各区に配置し、就労可能な被保護者に対して重点的に支援を実施。

新たに1,200人の被保護者が就職できるよう支援します

・生活困窮者支援対策

生活保護受給に至らない生活困窮者に、就労自立に向けた相談支援を実施。

相談者のうち、40%が就労自立できるよう支援します(新規)

・国民健康保険、後期高齢者医療制度の低所得者対策

低所得者を対象に、保険料を軽減。

【施策のあり方検討】

- ・生活保護制度の検討(国への要望)
- ・生活困窮者への支援策検討

【他都市との比較】

被保護者の就労支援の実績(922人)は、指定都市第1位。

関連重点推進施策

- ・被保護者の就労支援
- ・ホームレスの自立支援
- ・地域日常生活自立支援事業(生活保護に至らない方への就労自立支援)
- ・特定健康診査の受診率向上
- ・国民健康保険事業の安定運営に向けた財政基盤強化のために総合的対策

地域医療の充実と救急医療体制の整備

【市民生活の安心に向けた喫緊の対策】

・出産できる施設の確保対策

産科病床や助産施設を2か所、NICU等を2か所増やし、安心して出産できる環境を確保します

産科病床や助産施設を2か所、NICU等を2か所増やし、安心して出産できる環境を確保します

・救急医療センターの指定管理者の選定

・医療人材確保対策

女性医師や看護師が安心して働き続けられる環境として、院内保育所整備費、24時間院内保育促進、ワークシェア推進に助成を実施。

【施策のあり方検討】

- ・在宅療養連携推進
- ・二次救急、小児救急のあり方検討

【他都市との比較】

二次医療圏への小児救急拠点病院の複数設置は指定都市で、横浜市のみ。

関連重点推進施策

- ・在宅療養連携推進事業
- ・緊急産科・周産期医療対策等の充実
- ・救急医療対策の充実

健康で安全な暮らしの支援

【市民生活の安心に向けた喫緊の対策】

・新型インフルエンザ対策

緊急的対応が必要な状況を踏まえ、相談体制、医療体制の確保とともに、市民への十分な啓発を展開。

24時間発熱相談体制の確立等により、新たな感染拡大防止に全力を尽くします

・感染症・食中毒予防対策

情報提供や啓発による未然の防止策や、発生時の、迅速、効果的な対応による、再発・拡大防止への対応。

・食の安全強化対策

ノロウイルス、アレルギー物質、輸入食品等の検査を実施。

【施策のあり方検討】

- ・衛生研究所の機能強化検討
- ・食育計画の策定

・墓地のあり方検討

関連重点推進施策

- ・新型インフルエンザ対策事業
- ・社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策
- ・食の安全強化対策事業
- ・動物愛護センター(仮称)の整備事業
- ・安全・安心な医療の推進
- ・がん検診事業
- ・衛生研究所の再整備
- ・感染症、食中毒予防対策
- ・市民の健康づくりの推進
- ・墓地のあり方検討

重点推進施策 具体的な取組み

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
1 地域福祉保健の推進		
1 地域福祉保健計画の推進		
<p>1 地域福祉推進の課題 平成20年度に第2期横浜市地域福祉保健計画を策定した。 (1) 区や地域によって取組の差がある。 (2) 支援が必要な人の課題解決に至らない。 (3) 幅広い市民参加が得られていない。</p> <p>2 災害時要援護者避難支援の課題 平成19年2月に「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」を策定、災害時要援護者対策に取り組んでいる。 (1) 地域福祉保健計画での取組事例が少ない。 (2) 要援護者防災体制の整備を促進する必要がある。</p> <p>3 民生委員・児童委員推薦の課題 民生委員欠員増加に対応するため、平成20年7月に民生委員・児童委員推薦要綱を改正し、年齢要件等を緩和。 (1) 委嘱まで多段階(地区、区、市、社福審)の審査があり時間を要する。 (2) 市での審査は、地域の実情把握が難しく、審査に限界がある。</p>	<p>1 地区別計画の策定・推進など福祉保健のまちづくりに対する理解が深まり、市民意識が高まる。複合的な生活課題を抱えている家族に対するモデル事業が実施され、その結果をもとに支援のあり方を検討。</p> <p>2 地域ごとの特性を生かした災害時要援護者避難支援の取組が推進され、安心感が高まる。</p> <p>3 民生委員・児童委員の推薦手続き簡素化の方針が決定され、欠員補充機会を増やし、欠員解消に向けた取組の実施。</p>	<p>1 地域福祉保健計画の推進 (1) 区計画の策定・推進に関する区職員研修及び意見交換会の実施 (2) 7区において第2期区地域福祉保健計画策定 (3) 第2期横浜市地域福祉保健計画の概要版(20,000部)とリーフレット(50,000部)の発行 (4) 各地区の先進事例を収集し、区及び地域に提供(50事例) (5) 瀬谷区支えあい家族支援モデル事業の実施と検証</p> <p>2 災害時要援護者避難支援 (1) モデル事業を18区で実施 (2) 先進事例の収集と分析 (3) 特別避難場所に簡易トイレを備蓄(70施設)、物置を設置(10施設)</p> <p>3 民生委員・児童委員の推薦手続きの簡素化 (1) 国、他都市の動向把握 (2) 簡素化の具体的手続きの検討 (3) 要綱改正に着手</p>
2 地域ケアプラザの整備・運営と次期指定管理者の円滑な選定		
<p>1 整備の推進 地域ケアプラザは、概ね中学校区程度に1か所、全市で145か所を目標に整備中だが、平成20年度末で112か所が整備されている。現在着手途上の地域ケアプラザも含め、未整備地区における早期整備が求められる。</p> <p>2 運営 (1) 次期指定管理者の円滑な選定 指定管理者制度を導入しており、97施設が22年度末で指定管理期間が終了することに伴い、21年度下半期に次期指定管理者の一斉公募を各区で実施する。 (2) 円滑な運営 円滑な運営を行うために、地域ケアプラザ職員の人材育成が求められる。</p>	<p>1 7か所の地域ケアプラザが着実に整備され、市民への生活支援が充実する。(累計119か所) ※ 地域包括支援センター設置数 126か所 (新規設置 7か所。特養ホーム併設9か所中2か所は廃止。)</p> <p>2(1) 次期指定管理者の公募条件等が整理され、各区役所において、一斉公募及び審査が円滑に行われる。 (2) 職員研修が実施され、地域の福祉保健サービスの向上が図られる。</p>	<p>1(1) 確実な工事の進捗よく管理を行うとともに、新規着手箇所の選定について検討 (2) 高齢健康福祉部と連携して、既存の地域ケアプラザにおける小規模多機能居宅介護事業の実施について試行し、その効果を検証 (3) 次期中期計画策定に向けた、現状課題の明確化・整理</p> <p>2(1) 地域ケアプラザの運営に関するあり方検討会の開催、次期指定管理者の一斉公募に向けた課題の検討・整理 (2) 地域福祉コーディネーター養成研修(基礎編・応用編)等、地域ケアプラザ職員を対象とした研修実施</p>
3 区福祉保健センターの機能強化と人材育成		
<p>1 区福祉保健センターの機能強化 平成21年度に区の福祉保健センターの組織整備を実施しており、組織整備後の状況把握を行なう必要がある。</p> <p>2 区福祉保健センターの人材育成 市民の生活不安が増大する中、市民サービスの最前線を担う区福祉保健センター職員の資質向上のため、OJTを行う専任職の配置をはじめ、組織的な人材育成を進めていく必要がある。</p>	<p>1 区福祉保健センターの組織整備により、市民へのサービス提供がより一層改善されており、組織整備後に生じている課題についても整理されている。</p> <p>2 区福祉保健センターで専任職、中堅期職員等「職場で核となる人材」が育ち、市民や地域への支援がさらに的確に行われるようになる。</p>	<p>1(1) 組織整備後の区福祉保健センターの稼働状況の把握(18区への実地ヒアリング等) (2) 組織整備後の課題整理</p> <p>2(1) 区福祉保健センターの責任職対象の研修を計5回実施し、組織的な人材育成の推進を支援。 (2) 区福祉保健センター専任職研究会を定例開催。昇任予定者を含め、専任職が全18区に配置できる数に増加。(現配置12区15人) (3) 中堅期以降の職員研修等を一層充実し、横断的な連携ができる職員を育成。</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
4 横浜市社会福祉協議会		
<p>1 国による生活福祉資金の抜本的な見直しに対応する必要がある。</p> <p>2 地区社協をはじめとする地域の福祉保健活動団体との協働や支援を推進できるよう区社協機能を強化していく必要がある。</p>	<p>1 国の生活福祉資金の抜本的な見直しに対応できる執行体制が整備され、生活困窮者へのより一層の支援が図られている。</p> <p>2 市・区社協の地域福祉活動計画の推進を通じて、より身近な地域でのボランティア活動への支援が強化されている。</p>	<p>1 国の生活福祉資金の見直し内容について、区福祉保健センターと市・区社協が情報の共有を図ったうえで、市民からの相談に連携して対応できる執行体制を整備。</p> <p>2 地域の福祉保健活動団体に対する支援 (1) 市・区社協が策定する地域福祉活動計画に盛り込むべき、支援の方向性についての検討。 (2) 市・区ボランティアセンターの役割の見直しを行うとともに、市民活動センター等との連携についての検討。</p>
5 福祉のまちづくり推進		
<p>1(1) 市内157駅中、141駅においてエレベーター等の設置による段差解消済み(進捗率89.8%) (2) ノンステップバス導入済み台数 880台(民営バス383台、市営バス497台)(導入率46.4%)</p> <p>2(1) 啓発事業として、平成20年度より、こども用パンフレットを市内の全公立小学校4年生に配布し、「心のバリアフリー出前教室」を一部の小学校において実施している。また、福祉のまちづくりの情報発信など、さらに啓発に取り組んでいく必要がある。 (2) 市民全体への啓発を行うため、車いす駐車区画の適正利用に取り組む必要がある。</p>	<p>1(1) 市営地下鉄蒔田駅エレベーター設置工事が進捗する。 (2) 本市補助により、ノンステップバスが66台導入されている。</p> <p>2(1) こども用パンフレットを使用した福祉教育が小学校で実施され、福祉への理解がより高まっている。また、福祉のまちづくりの情報発信について、市民・事業者・行政と連携した取り組みなどが行われている。 (2) 車いす使用者用駐車区画について、モデル実施の結果が出る。</p>	<p>1(1) 市営地下鉄蒔田駅における、エレベーター設置工事の継続 (2) ノンステップバス導入促進にあたり、66台分の補助を行う。</p> <p>2(1) 啓発事業として、「心のバリアフリー出前教室」を小学校等で年6回行うとともに、啓発リーフレット(改訂版)の作成準備を行う。また、福祉のまちづくりの情報発信について、市民や事業者と連携した取り組み方法の検討などを行い、啓発に取り組む。 (2) 車いす使用者用駐車区画について、利用実態調査及びモデル実施を行う。</p>
6 福祉人材確保事業(ヘルパー1000人増加作戦事業、緊急確保対策、EPA)		
<p>1 特別養護老人ホームの整備については、22年度まで年間900床の整備を進めることになっており、人材確保・定着のための施策をさらに進めていくことが必要である。</p> <p>2 経済状況の悪化により雇用情勢は厳しい状況であるにもかかわらず、介護人材不足は現在も継続しており、他産業からの介護職場へのシフト等により、介護現場への就労へのマッチングが適切に行われるよう支援が必要である。また、介護の仕事のイメージアップのため啓発等の事業に取り組むことが必要である。</p> <p>3 EPAに基づく海外からの介護福祉士候補者についても、受入施設での就労・研修が円滑に進むよう、受入施設等に対する支援を行う必要がある。</p>	<p>1 介護人材が確保され、介護サービスが維持向上している。</p> <p>2 対象となる特別養護老人ホームに対して、「処遇改善経費の助成」や「研修費用の助成」を行うことにより、職員の職場への定着が促進されている。また、「介護職場イメージアップ事業」を実施することにより、介護の仕事への理解や関心が高まっている。</p> <p>3 「海外からの人材の受入」により、来日した人材が受入施設で円滑に就労・研修に従事している。</p>	<p>1 ヘルパー養成機関と提携し、助成制度をつくり、関連機関と連携しながら広報やマッチングを実施する。ヘルパー2級研修受講者・就業者が1000人に達している。</p> <p>2 処遇改善経費を、入所の重度化が進んでいる施設に対して支給するとともに、施設職員のキャリアアップ支援のための助成を実施する。また、介護職場のイメージアップのため、中・高生向けの啓発資料や介護の日のイベント等を実施する。</p> <p>3 フィリピン及びインドネシアからの介護福祉士候補者の受入を進めるため、施設に対する受入の働きかけを行う。また候補者が受入施設で円滑に就労・研修に従事できるよう、受入施設等に対する助成を行う。</p>
2 高齢者保健福祉の推進		
1 介護支援ボランティアポイント事業		
<p>介護保険運営協議会での議論によりボランティアの活動範囲の設定等を検討中である。ポイントの管理方法・管理機関など実施方法の決定、関係機関・団体等との調整や市民への周知などを進め、円滑な事業開始に結びつけることが課題である。</p>	<p>1 仕組みが整備されることで、ボランティア活動の参加や受入が促進される。</p> <p>2 定期的な活動を行うことで、心身の健康増進や介護予防が推進される。</p> <p>3 施設と地域のつながりが深まり、利用者と地域住民との交流の機会が広がる。</p>	<p>21年4月～5月:施設関係団体への説明 8月:ボランティア受入施設の募集 9月:活動者募集、説明会・研修会開催 10月:モデル事業開始</p> <p>○登録者数:1号被保険者1,800人 ○受入施設:特養・老健・ケアプラザ合計60施設</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
2 介護保険等の低所得者対策		
<p>1 介護保険制度は、低所得者に対して食費・居住費の補足給付や社会福祉法人による利用者負担軽減等により負担を軽減している。本市ではこれに加え、独自に在宅サービス利用者負担助成や介護保険料低所得者減免を実施している。</p> <p>2 グループホーム利用者には低所得者の負担を軽減する制度がないため、グループホームに入居することが適切な利用者も、補足給付のある特養に入所申込(入所)している状況がある。</p> <p>3 利用者負担については、介護報酬の改定により3%程度の増加が見込まれる。</p>	<p>1 所得が低くても、利用者負担の助成や保険料の減免を受けることで、必要な人が必要なサービスを利用できている。</p> <p>2 高齢化の進展に伴い、特に認知症高齢者の増加が見込まれるため、低所得者がグループホームについても適切に利用できている。</p>	<p>1 利用者負担の軽減については、施設入所者に対する食費・居住費の補足給付だけでなく、本市独自に「在宅サービス利用者負担助成」を引き続き実施するとともに、対象となるサービスを認知症高齢者グループホームにも拡大する。</p> <p>2 なお、本市独自の「保険料の低所得者減免」についても、引き続き実施する。</p>
3 介護予防の推進		
<p>必要性について市民への理解が十分には進んでいない。事業に参加する手続き等が煩雑であること、参加しやすい場所・時間・メニューを自由に選択できないことから、生活機能の維持改善への積極的な支援が必要な高齢者(特定高齢者)の事業への参加に結びついていない。</p> <p>介護予防に取り組む必要性の高い高齢者は、実態調査の結果、一般の高齢者の約30%に上っている。</p> <p>高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら取り組み、継続できる仕組みづくりや、介護予防の取り組みを支援する人材の育成、及び施策評価の指標づくりが課題となっている。</p>	<p>1 目標の取組みを実施することで、年度末には、多くの高齢者が介護予防に取り組んでいる。</p> <p>2 各区及び全地域包括支援センターで、介護予防に関する事業が実施される。</p> <p>3 介護予防事業の施策評価について指標が選択され、検証に向けた準備が進む。</p>	<p>1 高齢者向けの「はまちゃん体操」や「濱ともウォーキング」の普及を推進。個別通知によるPRを行い、各区の事業を紹介。ダイレクトメール90,000件</p> <p>2 一般高齢者を対象に、運動、口腔ケア、栄養改善等の具体的な取り組みを体験できるプログラムを各区及び全地域包括支援センターで提供。対象者6,000人</p> <p>3 特定高齢者でプログラム未参加の方へ案内を行い、状態を把握するとともに参加を勧奨。</p> <p>4 健康づくり・介護予防に取り組む地域の人材、関係機関、関係団体等を対象に、知識や意識の向上等を目的とした研修会や連絡会を開催。回数230回</p> <p>5 事業の評価を行い、施策評価の指標について検討。</p>
4 認知症高齢者等の支援の推進		
<p>1 市内において、何らかの介護や支援を要する認知症高齢者(要介護認定時における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方)は、約5.7万人、要介護認定者の半数以上である。</p> <p>2 本人や家族が地域社会から孤立しないよう、市民に対して認知症に関する正しい知識の啓発を進める必要がある。</p> <p>3 認知症の進行を遅らせ、早期に適切なサービス提供を行うために、認知症発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>4 若年性認知症は、現役世代に発症することが多く、就労、子育て、家事負担など高齢者とは異なる対応が求められる。</p>	<p>1 認知症に関する正しい知識と理解がある市民が増え、地域で認知症高齢者や家族を支え合う意識が高まり、認知症になっても安心して暮らせる環境が整えられる。</p> <p>2 かかりつけ医の認知症対応力が向上するとともに、認知症サポート医や専門医療機関との連携が推進され、認知症の早期の発見、及び早期の適切なサービス提供が行われる。</p> <p>3 若年性認知症の方を受け入れる施設が増えるとともに、支援技術が向上し、活動の場が広がる。</p>	<p>1 認知症サポーターの養成:累計23,000人(認知症キャラバン・メイトを含む)</p> <p>2 認知症サポート医の養成:累計28人 かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施:累計800人</p> <p>3 認知症疾患医療センターの設置の有無を含めた認知症高齢者等に対する支援体制の構築に向けた方策の検討</p> <p>4 若年性認知症対応力研修の実施</p>
5 特別養護老人ホームの整備		
<p>1 平成23年度しゅん工事業に係る法人事業者の公募開始に向け、地域偏在や医療的ケアへの対応などの課題解決に向けた公募条件の調整及び地元説明会開催の準備等を行っている。</p>	<p>平成23年度以降、入所の必要性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所可能な整備量を確保するための整備が確実に進んでいる。</p>	<p>1 平成23年度しゅん工事業(300床選定)応募条件を決定し、民有地活用型特養140床分及び市有地貸与型特養160床分選定。(9月)</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
2 平成21、22年度しゅん工事業における、設計、工事着手、出来高管理等の進行管理を行っている。		2 平成22年度しゅん工事業 21年度内着工に向け、開発関係手続き、設計、入札等について法人・関係機関と調整を行う。(通年) 工事着手820床(7施設) 3 平成21年度しゅん工事業 14施設1,484床は年度内しゅん工を目指し出来高管理を行う。また、1施設200床は、22年度しゅん工を図るため、開発関係手続き、設計、入札等について法人・関係機関と調整を行う。(通年) 20年度から繰越 770床(7施設) 21年度しゅん工 714床(7施設/うち増築2施設) 22年度しゅん工 200床(1施設)
6 養護老人ホームのあり方検討		
旧野庭学校跡地を活用した養護老人ホームの整備を行うことについて方針決定済みであるが、市内養護老人ホームのあり方については、今後検討が必要である。	「養護老人ホームのあり方検討会」の結果も踏まえ、今後の市内養護老人ホームのあり方(役割、位置付け、必要床数等)が整理される。	外部有識者を交えた「養護老人のあり方検討会」を開催。(5～12月)
7 敬老特別乗車証交付事業		
本事業は、対象者の増加とともに事業費が増大している状況であり、団塊世代の対象年齢到達などを見据え、持続可能な制度となるよう中・長期的な制度見直しが課題となっている。 また、制度見直しを行ううえで、乗車証のICカード化などによる利用実績の把握が課題となっている。	1 中・長期的な制度見直しを検討するための利用状況等が分析される。 2 ICカード導入の是非が決定され、合意が得られる。	1 現状の事業費動向について、市民全体の理解を得るための広報活動(8月) 2 制度の維持継続に向けた交通事業者への協力要請・協議(12月) 3 市費負担額のあり方の検討 4 市民(利用者)と交通事業者の両者に理解を得られる制度見直しの検討
3 障害者施策の推進		
1 障害者の後見的支援の充実		
障害者プラン策定のためのニーズ把握調査や障害者団体等の意見交換の場で、「親亡き後の不安」を訴える声が非常に多数寄せられており、また、法定の成年後見制度についても、制度自体の利用のしにくさが課題としてあげられている。	年度末には「親亡き後」のみならず、家族のいる障害者、そしてその家族も「これからもこの地域で安心して暮らし続けることができる」ことを実感する。	横浜市障害者施策検討部会を開催(4月から隔月)、障害当事者、支援者、家族等をメンバーとした専門部会を開催。(5月～10月)
2 障害者移動支援施策体系の再構築		
障害児・者の移動支援については、公的サービスとしてガイドヘルパー・ガイドボランティア・学校生活支援員等介助サービスと、ハンディキャップ・福祉特別乗車券・タクシー料金助成・通所者交通費助成等の手段に対するサービスがあるが、各々の事業が体系立てて整備されていないため、十分なサービスを受けられない障害児・者がいる。	1 公的サービスだけでなく、NPO法人等民間との協働で地域でのネットワークにより、障害児・者が地域生活を送る上で、必要なときに必要な支援がより使いやすく適切に受けられる。 2 必要なときに適切な支援を受けて、通院できる。 3 家族に頼らず、通学ができ、教育を受けられる。 4 家族に頼らず、作業所等へ通所できる。	1 障害者施策推進協議会の専門部会に、移動支援施策に関する検討部会を設置。 2 公的なサービスだけではなく、民間の活力や共助の観点も含めて、地域における障害者の移動支援がどのようにあるべきかを検討し、通院や通学、通所支援等の移動ネットワークづくりを目指す。 3 平成21年度中 通院・通学支援の具体策を検討 ※ 平成22年度中 地域の移動ネットワーク構築

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
3 地域生活支援のための多機能型施設の整備に向けた検討		
<p>現在市内には重症心身障害児者対象の入所施設2か所、通所施設3か所があるが、市内の誰もが必要なときに利用できる状況にはない。また、継続的・複合的な医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等も増加しており、障害者地域活動ホーム等の既存施設での受入が困難な人が多い。このため、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域生活を支援する専門的機能を備えた拠点施設の整備が求められる。</p>	<p>多機能型施設の役割・機能について外部委員を含むプロジェクトチームによる検討が進み、平成22年度の事業着手に向けた具体的準備を行う。</p>	<p>1 プロジェクトチームによる検討 8回 2 多機能型施設に関する基本構想の完成 ※ 平成22年度の事業化</p>
4 在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進		
<p>重度障害児・者及び在宅障害者は、自宅や特別支援学校で一定の条件のもとで医療的ケアを受けられるが、福祉施設では支援する非医療職による医療的ケアを実施することが認められていない。そのため、重度障害者が生活介護やケアホーム等の福祉サービスの利用を希望しても、円滑にサービスを利用できないため、医療的ケアを理由に卒業後に希望する福祉サービスを利用できない状況がある。</p>	<p>あらゆる機会を捉えて、障害福祉施設での非医療職職員による医療的ケアが実施できるよう国への働きかけを行い、非医療職職員が安心して安全に医療的ケアを行うための環境整備について、その方向性が明確になる。</p>	<p>1 市内障害者施設での医療的ケアの実態把握(7月) 2 ホームヘルパー、特別支援学校教員の医療的ケア実施状況把握(7月) 3 障害者施設での非医療職職員が医療的ケアを行うための環境整備に関する検討 4 国の要件緩和に向けたアクションプラン策定(12月)</p>
5 障害者就労支援事業		
<p>障害者自立支援法の施行や雇用促進法の改正などにより、障害者の雇用・就労に対する気運はここ数年高まってきたが、世界的経済不況による影響で、障害者の新規就労が狭まっている。 ここ数年と同水準の新規就労者数を確保し、さらに雇用を促進させるために、就労支援センターを中心とした企業、教育、福祉、医療などの関係機関の連携を強化し、地域全体で障害者の雇用・就労を支援する仕組みづくりが課題となっている。</p>	<p>1 就労支援センターの体制強化により、さらなる企業開拓が進み、新規就労の場が広がる。また、職場定着の支援が充実することにより、景気の変動に左右されない安定した雇用が進む。 2 障害者に理解のある企業と、企業で働くことのイメージを持つ障害者や障害者施設・作業所が増える。障害者施設・作業所からの実習の送り出しが活発化し、実習受入で雇用意欲の高まった企業が多くなることにより、実習から雇用の流れが作られる。</p>	<p>1(1) 障害者就労支援センターの支援員の増員(登録者200名以上のセンターに1人支援員増員) ・国事業「障害者就業・生活支援センター」の併設による支援員増 1か所 ・ふるさと雇用再生特別交付金活用による支援員増 5か所 (2) 就労支援センターによる新規就労者数 250人 (3) 就労支援センターが定着支援を行う障害者の定着率 90%以上 2 企業が障害者の活動を体験して学び、障害者及び支援者が企業での仕事を体験して学ぶ、体験見学会の実施 (1) 主に中小企業による障害者施設・地域作業所等体験見学会 10回、延100社 (2) 障害者施設・地域作業所による企業体験見学会 10回、延50施設・作業所 (3) 体験実習事業の実習生 70人</p>
6 自殺予防対策事業		
<p>自殺予防に関する正しい知識を知ってもらうための普及啓発、地域の福祉施設で働く職員等を対象に研修の実施、自死遺族の「こころのケア」など、これまで「うつ病対策」や「こころのケア」を中心として対策を行ってきた。しかし、今後はデータ結果を踏まえた具体的な対策を全庁的に行っていく必要がある。</p>	<p>1 警察統計データの解析を踏まえ、全庁的に経済問題対策や若年者対策、飛び降り、飛び込み対策等を行える環境を整備し、全庁的に具体的な自殺対策が実施される。 2 地域の内科医等を対象に「うつ病」への対応力を向上してもらうための研修を行うことで、「うつ病」の早期発見、精神科等との早期治療導入のシステムができる。</p>	<p>1 庁内連絡会議において、具体的な自殺対策について検討を実施(年3回)。 2 これまで実施してきた普及啓発や人材育成、自死遺族支援等に加え、新たに次の内容を実施。 (1) 地域の内科医等を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」及び横浜市保健所に派遣される研修医に対する「研修医育成事業」の実施(通年) (2) 市内の精神科医療機関における初診までの待機状況等の実態を把握するため、アンケート調査実施(5月)</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
7 公立施設の民営化の推進		
<p>1 「横浜市松風学園」は平成26年までに再整備を行うための民営化手法の検討及び事業への着手を行う予定である。</p> <p>2 市内に5つある「横浜市福祉授産所」については、民営化の手法の検討を行いつつ民営化時期を決定させる。</p> <p>3 施設の民営化については、施設利用者やその家族の理解と協力を得ることが不可欠であるため、きめこまかい情報提供を行っていく必要がある。</p>	<p>1 「横浜市松風学園」の再整備後の運営形態(社会福祉法人等による運営)について方針が決定され、新しい松風学園が担う役割や必要な設備とその規模について、明確化する。</p> <p>2 市内に5つある「横浜市福祉授産所」について、民営化時期を明確するとともに、1か所目を民営化に向け着手する。</p>	<p>1 「横浜市松風学園」の民営化 (1) 再整備後の運営形態(社会福祉法人等による運営)について方針を決定(5月) (2) 新しい松風学園のサービス機能とその規模についての検討(8月)</p> <p>2 「横浜市福祉授産所」の民営化 (1) 5つある授産所の民営化時期の明確化(5月) (2) 1か所目を着手(7月)</p>
4 生活基盤の安定と自立の支援		
1 被保護者の就労支援		
<p>最近の景気・雇用情勢の急激な悪化などにより、生活保護申請数が急増している。生活保護開始理由では、勤務先都合による失業が増加している。また、派遣契約の停止等による失業者からの生活保護相談・申請も増加している。現在、生活保護受給に至った方の中には、稼働能力を十分に有している方も多いため、生活保護開始後、早期の就労支援を行う体制を強化することが課題である。</p>	<p>1 雇用機会の減少が契機となった生活保護受給者に対し、就労支援を積極的に取り組んでいくことにより、経済的に自立し生活保護から脱却することができるようになる。</p> <p>2 就労支援の結果、就労が実現することにより、受給者の自信が回復し、生活意欲が向上するとともに、他の受給者の意欲喚起に繋がる。</p> <p>3 無料職業紹介事業等の活用により、生活保護受給者の雇用を開拓するとともに地域への雇用の貢献など地域社会を好循環に導くことができる。</p>	<p>1 今年度の本市の生活保護法施行事務実施方針の重点事項として「就労支援プログラム」を定着、推進を各区に対して徹底(4月)</p> <p>2 就労支援専門員による就労支援の平準化とスキルアップのため、研修の充実</p> <p>3 無料職業紹介事業の周知・広報を新たに行い、一層の活用を推進</p> <p>4 ハローワークの生活保護受給者等就労支援事業の活性化を含め、ハローワークとの連携強化</p> <p>5 本市職業訓練校の積極的な活用に加え新たに若年者の就労支援等他の雇用・就業関連事業との連携を図る。</p> <p>6 就労意欲喚起のため、就職支援セミナーの毎月開催</p> <p>【21年度就労支援実績目標値】 ・支援対象者数 2,100人 ・就労者数 1,200人 ・保護費縮減額 5億円</p>
2 ホームレスの自立支援		
<p>巡回相談事業や夜間街頭相談等により自立支援施設へつながるホームレスがいる一方で、路上生活が長いホームレスは、巡回相談事業等で支援の利用を勧める声かけをしても、なかなか自立支援施設につながらないことから、相談を強化していく必要がある。</p> <p>自立支援施設入所したホームレスに対し、個別のニーズを把握した上で、就労が可能な者へは就労支援を行い自立を助長していく必要がある。</p>	<p>1 自立支援施設につながりにくいホームレスに対し、所管課・巡回相談室・区・施設管理者が連携をとりながら自立支援施設利用を働きかけ、一人でも多くのホームレスが野宿生活から脱却している。</p> <p>2 自立支援施設を利用し、就労自立が推進されている。</p>	<p>1 巡回相談事業等による、自立支援施設への入所者数(4～12月) 264人(前年目標値(252人)5%増)</p> <p>2 自立支援施設での就労自立率(4～12月) 43%(前年目標値(38%)5ポイント増)</p> <p>3 関係機関連絡調整の随時実施</p>
3 地域日常生活自立支援事業(生活保護に至らない方への就労自立支援)		
<p>現在の厳しい経済・雇用状況をふまえると、生活保護に至らない失業・低収入状態等の生活に困窮している方への対応が必要とされる。このような方に対して、安定した生活を確保するためにも、就労自立への支援が必要である。</p>	<p>生活困窮者が、生活保護を受給することなく継続的に就労し、自立して安定した生活を送ることができている。</p>	<p>1 地域日常生活自立支援相談員配置(4人)</p> <p>2 4人は18区をブロックごとに巡回し、対象者の相談支援を実施(求職方法や面接のアドバイスなど)。</p> <p>相談支援による就労自立率 40%(4月～12月)</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
4 特定健康診査の受診率向上		
<p>平成20年度については、約59万人の対象者へ受診券を発送し、個別の受診勧奨を行った。しかし平成21年2月末現在受診者数は約11万人で受診率は18%強となっており、引き続き個別勧奨を行いながら、未受診の原因を分析し、効果的な受診率向上対策を実施する必要がある。</p>	<p>未受診の原因の分析がされており、個別の受診勧奨と併せ、効果的な受診率向上対策が実施されていることで、平成20年度に比べ、受診率が向上し、健康に向けた取組みを行う市民が増える。</p>	<p>1 特定健診対象者へ受診券を発送し、個別に勧奨する。(5月)</p> <p>2 特定健診の受診状況を知るために、新規にアンケートを実施し、対象者の健診に対する考え方を把握する。(9月)</p> <p>3 ポスターやチラシの作成・配布などにより、特定健診の受診啓発を行う。(6月)</p> <p>4 受診率目標30%</p>
5 国民健康保険事業の安定運営に向けた財政基盤強化のための総合的対策		
<p>一連の医療制度改革等に伴い、平成20年度の国民健康保険事業の収支は、一般給付費など保険給付費をはじめとする歳出に対し、これを賄うべき保険料、国費、県費、交付金などの歳入は見込みを大きく下回り、多額の赤字が発生する見込みである。21年度は、この赤字を圧縮し、危機的状況から切り抜け、国保事業の安定運営に向けた財政基盤の強化のためにあらゆる手段を講じ、取組を進める必要がある。</p>	<p>1 収納率向上に向けた各種取組が進行し、成果を上げる。</p> <p>2 医療費を抑制するとともに、資格の適正化が進む。</p> <p>3 国・県の調整交付金を確保し、歳入、歳出両面の取組が進み、安定した事業運営により財政基盤が強化され、赤字幅が圧縮される。</p>	<p>1 区局連携、及び区保険年金課と税務課の責任職が兼務することにより収納体制の強化と目標収納率の達成 〔年度末〕現年度収納率 88.5%、滞納繰越分収納額 51.5億円</p> <p>2 高額レセプトを重点的に点検するなど、効果的なレセプト点検やジェネリック医薬品の普及啓発により医療費の削減を図る。また、退職者医療制度該当者の把握を進めるなどにより資格適正化を図る。 レセプト点検実績：3億円〔年度末〕 ジェネリック医薬品の広報〔5月～〕</p> <p>3 普通調整交付金等国費の獲得に向け、本市独自の国家要望、及び県への着実な交付を要望する。</p>
5 地域医療の充実と救急医療体制の整備		
1 在宅療養連携推進事業		
<p>平成18年度の医療制度改革により医療依存度が相対的に軽度な入院患者に係る診療報酬が引き下げられたこと、平成23年度末までに療養病床の再編(介護療養病床の廃止・老人保健施設等への転換、医療療養病床の削減等)が予定されていることなどから、従前より早く病院から退院する患者の増加が見込まれている。 医療と介護の連携を推進することにより、安心して在宅療養が継続できる環境の充実を図る必要がある。</p>	<p>1 在宅療養連携の推進について全市レベルで検討が進み、具体的な取組が開始されている。</p> <p>2 在宅医療に携わる医師の活動がより活発化し、在宅患者が療養する際に主治医の見つけやすさが向上している。</p> <p>3 医療・介護ニーズを併せもつ在宅患者(要介護高齢者)等について、適切なケアプラン作成に対応できるケアマネジャーが増えている。</p> <p>4 在宅療養に関わる保健・医療・福祉・介護関係者間の「顔の見える関係」が、区レベルでより強化されている。</p>	<p>1 在宅療養連携推進検討会(在宅療養に従事する医師、ケアマネジャー等の保健・医療・福祉・介護関係者で構成)における対応方策の検討。検討会を年間3回以上実施。</p> <p>2 医師向け研修会の実施。研修会を2回以上実施。</p> <p>3 ケアマネジャー向け研修会の実施。研修会を1回以上実施。</p> <p>4 区レベルの在宅療養連携会議の実施。4区以上において在宅療養連携会議を実施。</p>
2 緊急産科・周産期医療対策等の充実		
<p>1 出産を取り扱う施設が減少しており、安心して出産できる環境の確保が課題となっている。</p>	<p>1 産科病床の増加や助産所の設置が図られ、市民の多様なニーズに対応した、安心して出産できる場所が確保されている。</p>	<p>1 緊急産科医療対策 安心して出産できる環境を確保するため、医療機関の連携推進や助産所の活用に取り組む。 (1)産科病床や院内助産、助産所の設置促進(2カ所) (2)助産師スキルアップ支援 (3)セミオープンシステムの推進</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
<p>2 周産期救急患者の受入が困難な理由のひとつとして挙げられているNICU(新生児集中治療室)の不足の解消が課題となっている。</p> <p>3 (1)特に医師の不足が著しい産科や小児科では、若い世代を中心に女性医師の割合が高くなっている (2)近年、看護師が不足しているため、子育てと両立して働き続けられる環境の整備が課題となっている。</p>	<p>2 NICU(新生児集中治療室)やGCU(新生児治療室)の整備が進み、周産期救急医療の充実が図られている。</p> <p>3 女性医師、看護師が安心して働き続けることができるよう、保育や就労環境の整備などが図られている。</p>	<p>2 緊急周産期医療対策 周産期救急医療体制を充実させるため、NICU(新生児集中治療室)及びその後方病床であるGCU(新生児治療室)の整備等を行う医療機関に助成する。(2カ所)</p> <p>3 医療人材確保対策 女性医師や看護師が安心して働き続けることができる環境を整備するとともに、医療関係団体、医療機関との協働による潜在看護師の復職支援等を通じ、看護人材の確保を図る。 (1)24時間院内保育促進の助成(2カ所) (2)ワークシェア推進助成(4カ所) (3)院内保育所整備費の助成(2カ所) (4)看護師合同就職説明会の実施 (5)潜在看護師復職支援研修の実施</p>

3 救急医療対策の充実

<p>1 二次救急医療 (1)入院治療が必要な救急患者に対応するため、内科、外科、小児科、急性心疾患について、夜間・休日に一定の参加基準を満たした病院(24時間365日二次救急医療に対応する市立病院・地域中核病院を含む)が持ち回りで当番を務める「病院群輪番制」により二次救急医療体制を確保しているが、病院群輪番制事業の参加病院の確保と病院の患者受入実績に差異があるため、評価、見直しが必要である。 (2)脳血管疾患に対応した救急医療体制を運用しているが、脳血管疾患に対応した救急医療体制を運用して間もないため、効果を確保するための検証が必要である。</p> <p>2 小児救急医療 小児救急拠点病院を7か所整備しているが、小児救急拠点病院における小児科常勤医11人以上体制の確保と、これを維持するための方策検討が必要である。</p>	<p>1 二次救急医療 病院群輪番制事業の見直し、脳血管疾患救急医療体制の円滑な運用を行うことにより、症状に応じた適切な医療機関で、より迅速な受入れが可能となっている。</p> <p>2 小児救急医療 小児救急拠点病院における充実した診療体制が確保されることにより、24時間365日安心して小児二次救急医療が受けられる体制が整っている。</p>	<p>1 二次救急医療 (1)病院群輪番参加基準の見直し等による参加病院の確保、受入れ実績差異の縮小 (2)脳血管疾患救急医療機関の受入れ・搬送実績の検証と課題整理</p> <p>2 小児救急医療 小児救急拠点病院へのヒアリング及び体制確保方策の検討、事業への反映 ※1の(1)、2については有識者等をまじえた救急医療検討委員会で検討</p>
--	--	---

6 健康で安全な暮らしの支援

1 新型インフルエンザ対策事業

<p>現在、新型インフルエンザ(H1N1型)が海外で発生しており、国内においても発生の可能性が高い状況にあり、速やかな対応が求められている。発熱相談の運営や発熱外来の速やかな設置を行っていく。 また、国が平成21年2月に行動計画の見直し等を行っており、本市においても情勢の変化にあわせて行動計画等の見直しや策定が必要である。さらに新型インフルエンザに関する市民の関心は非常に高く、感染の拡大を防ぐための確かな知識を広めるための啓発に力を注ぐ事が重要である。</p>	<p>1 現在発生している新型インフルエンザ(H1N1型)に対する適切な対応がとられている。</p> <p>2 行動計画等を改定することで、今後の新型インフルエンザ発生時に適切な対応を取ることができる。</p> <p>3 医療体制や相談体制を整備し、発生時の市民の健康・安全や市民生活への影響を抑制できる。</p> <p>4 市民啓発の充実により、新型インフルエンザに関して正しい知識を普及させ、感染拡大防止など発生時に効果があがる。</p>	<p>1 新型インフルエンザ(H1N1型)発生時対応(4月～)</p> <p>2 横浜市新型インフルエンザ対策行動計画改定(10月)</p> <p>3 業務継続計画(新型インフルエンザ編)策定(12月)</p> <p>4 健康福祉局 新型インフルエンザ対策行動計画策定(9月)</p> <p>5 市民への啓発として、新型インフルエンザに関する啓発チラシの市内全戸配付(9月)</p> <p>6 職員研修実施</p> <p>7 新型インフルエンザ発生時の市民からの相談体制について、本市方針決定(12月)</p> <p>8 発熱外来設置(予定)医療機関等に対する、資器材配備(通年)</p>
--	---	--

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
2 感染症、食中毒予防対策		
<p>横浜市保健所の設置に伴い、健康危機発生時の対応強化が図られているが、より一層、区福祉保健センター間の対応レベルの維持、向上のための支援は必要と言える。</p> <p>また、感染症・食中毒の発生は増加傾向にあり、発生予防のための啓発など、未然防止に向けた施策を展開していく必要がある。</p>	<p>1 感染症、食中毒の発生件数の減及び終息までの期間が短縮される。</p> <p>2 より一層、区福祉保健センターと保健所の連携が一体となり、迅速かつ的確な発生時対応が取れる。</p>	<p>1 感染症・食中毒予防の啓発取組計画の作成(5月)、啓発等の実施(通年)</p> <p>2 ・感染症業務取扱者研修、結核業務取扱研修会の開催(通年) ・高齢者施設等感染症対策指導者の研修会開催(6-8月)</p>
3 社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策		
<p>社会福祉施設が設置する機械浴槽は、公衆浴場法に該当せず、日常及び定期的な管理方法は所有者(管理者)に委ねられている。しかし、機械浴槽はレジオネラ症の感染源になることや利用者が高齢者ということもあり、適切なレジオネラ症対策を講じる必要がある。</p>	<p>各施設において管理手法が確立し、利用者へ安全な入浴サービスが提供できる。</p>	<p>1 各施設の機械入浴設備の設置状況調査。(5月)</p> <p>2 各区福祉保健センターの生活衛生課により採水し、衛生研究所にてレジオネラ属菌の検査実施(対象施設619施設)。</p> <p>3 検査結果に基づき各施設へ改善指導・助言の実施。</p> <p>4 対象施設の所管課へ調査結果の報告を行い、管理手法を確立。</p>
4 食の安全強化対策事業		
<p>昨年度は企業の社会的な責任の欠如、流通する食品の多様化、海外への食糧依存等を背景にした食品の偽装事件や輸入食品への農薬、メラミン混入等が相次ぎ、市民の食に対する不安が以前にも増して高まっている。</p> <p>また、開港150周年である今年は市内で各種イベントが開催され多くの観光客の来場が予想されており、ノロウイルス等食中毒事故の発生を未然に防止する必要がある。</p>	<p>1 食中毒等の健康被害の発生が未然に防止され、市民が安心した食生活を送ることができる。</p> <p>2 市民の食に対する不安が払拭され、食の安全安心が確保できる。</p>	<p>1 残留農薬検査 農産物に加え冷凍食品等の加工食品、計350検体の収去検査の実施</p> <p>2 動物用医薬品検査 検査機関への新たな高精度分析機器配備。食肉、養殖魚等計100検体の収去検査実施</p> <p>3 ノロウイルス予防対策 (1) 重点監視対象を昨年度の1,317施設から1,489施設に拡大し、監視指導の実施 (2) 食中毒、感染予防啓発のためのリーフレットの作成配布(5,000枚) (3) 二枚貝等70検体の収去検査(生食用かき流通時期の10~3月)</p> <p>4 アレルギー物質を含む食品の検査 市内流通加工品やインターネット・通販食品等計100検体の検査の実施</p> <p>5 輸入食品の安全性確保対策 市内流通の輸入菓子や輸入農産物等(1,000検体)の収去検査の実施</p>
5 動物愛護センター(仮称)の整備事業		
<p>地元住民に対して道路の整備概要や建築・設備工事等についての説明会を行い、19年11月から進入道路の工事に着手し、21年3月にセンターの造成工事が完了した。また、センターの運営は、運営主体や方法について20年度の都市経営執行会議において了承されている。</p> <p>引き続き、地元の要望や意見等を確認しながら、工事担当部局と連携して事業を進めるとともに、本市の厳しい財政状況を踏まえ、行政として担うべき普及啓発事業のあり方(市民ニーズ)を検討し、関係団体や市民ボランティア等との協力・連携による運営体制を確立する必要がある。</p>	<p>1 施設整備について 20年度に引き続き、進入道路工事及びセンター建築工事、設備工事が進められる。</p> <p>2 管理運営について (1) 行政が担うべき普及啓発事業が決定し、関係団体等との協力・連携による運営体制が確立される。 (2) 設置条例制定に向けた条例案が作成される。</p>	<p>1 地元連絡会の開催(工事開始前の事前説明等)</p> <p>2 施設整備(建築工事、設備工事、進入道路工事)の推進と外構工事の着手(1月)</p> <p>3 管理運営 (1) 事業運営の素案作成(6月) (2) 設置条例案の作成(7月) (3) 備品等初度調弁の準備・作成(8月) (4) 市民ボランティアの育成(12月) (5) 運営方針(計画)の策定(12月)</p>

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等																		
6 安全・安心な医療の推進																				
<p>1 医療法上の『医療安全支援センター』機能として「医療安全相談」、「医療安全啓発」、「情報提供」等に取り組んでいるが、特に市民に対する「医療の正しい理解と患者としての心構え等の啓発」に重点を置く必要がある。</p> <p>2 21年6月からの薬事法改正により、新たな医薬品販売制度として、薬剤師でない者（登録販売者）が医薬品を販売できる「店舗販売業」が導入されるため、これらに対応した薬事監視等の仕組みの構築が喫緊の課題である。また、青少年に対する薬物乱用防止啓発活動等の一層の強化が求められる。</p> <p>3 19年度に医療法に基づく医療監視業務が健康福祉局に集約化され、専門性の高い立入検査体制の構築により病院と有床診療所に検査を実施しているが、過去2年間の実績を踏まえ、より効率的かつ効果的な検査実施体制の強化を図るとともに、個々の医療機関の特性に応じた安全管理体制向上の啓発、支援が求められる。</p>	<p>1 市民啓発の取り組みにより、患者と医師とのコミュニケーションが促進され、医療トラブルの減少につながる。</p> <p>2 18区と連携を図りながら、市内事業者に対し講習指導等を行うことで、新医薬品販売制度が理解され、医薬品等の取扱いが適正に行われている。また、市民の薬物乱用防止に対する意識が高まる。</p> <p>3 病院、診療所に加え、新たに助産所への立入検査を実施することで助産所における分娩の質を高めることができ、市民に安全・安心な産科医療が提供できる。</p>	<p>1 (1) 市民団体等と連携した形式での講演会や、施設等への出前講座の実施 (2) 患者啓発リーフレット『上手なお医者さんのかかり方』20,000部を市内施設等を通じて配布</p> <p>2 (1) 「店舗販売業」開設者、市内の「登録販売者」を対象に新たに薬事講習会を開催。 (2) 医薬品の適正使用、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の啓発等市民向け講演会実施。 (3) 市立小中高全校の「薬物乱用防止啓発」指導者を対象に研修会を開催。</p> <p>3 (1) 市内の全助産所への書類調査、分娩を取扱っている助産所への現地調査(～3月) (2) 市内全病院への定期立入検査(6～12月)、有床、無床診療所への調査(～3月)</p>																		
7 がん検診事業																				
<p>がん検診は次のような状況となっている。</p> <table border="1" data-bbox="113 949 592 1263"> <thead> <tr> <th>検診名</th> <th>受診者数</th> <th>実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>51,237人</td> <td>医療機関、検診車</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>11,287人</td> <td>福祉保健センター、がん検診センター</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>76,492人</td> <td>医療機関</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>30,052人</td> <td>医療機関、検診車</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>89,690人</td> <td>医療機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診者数を増加するための受診勧奨及び受診環境の改善が課題となっている。</p>	検診名	受診者数	実施場所	胃がん	51,237人	医療機関、検診車	肺がん	11,287人	福祉保健センター、がん検診センター	子宮がん	76,492人	医療機関	乳がん	30,052人	医療機関、検診車	大腸がん	89,690人	医療機関	<p>目標の取り組み実施により、受診者数の増加が図られる。</p>	<p>1 受診者数増加のための取組を実施。(がん検診受診者数 7,230人増「H20:260,470人→H21:267,700人」) (1) 一定の年齢の女性に対して子宮がん、乳がん検診の受診勧奨を実施。 107,900人(H20=100,700人見込み) (2) 肺がん検診が身近な医療機関で受診可能となるようモデル事業を実施。 4,000人(H20=800人見込み) (3) マンモグラフィ検査機関が少ない区において検診車を運行。 運行回数 72回(H20=72回見込み)</p> <p>2 受診者増加に伴う読影体制の強化 マンモグラフィ認定医師を確保し、受診者増に対応。</p>
検診名	受診者数	実施場所																		
胃がん	51,237人	医療機関、検診車																		
肺がん	11,287人	福祉保健センター、がん検診センター																		
子宮がん	76,492人	医療機関																		
乳がん	30,052人	医療機関、検診車																		
大腸がん	89,690人	医療機関																		
8 市民の健康づくりの推進																				
<p>市民の健康づくりを支援する「健康横浜21」の推進と普及啓発を図るため、市民・各種団体・行政などが協働して取組む実践することが求められる。健康づくりを推進するためには、一人ひとりの市民が意識して取り組むことが重要であり、様々な機会を捉えて、幅広く、継続的に啓発していくことが不可欠となっている。</p> <p>従前の健康啓発は、広報紙やホームページによる情報提供が大半を占めるため、特定の市民の利用に限定されがちであった。これまでの広報手段にとらわれず、協働で取り組む民間企業などを開拓し、今まで行政の取組にあまり参加することがなかった市民が、日常的な生活の場面で情報が得られるような啓発手法を取り入れていく必要がある。</p>	<p>1 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」の目標に向けて、地域・職域等の関係者が参加する「健康横浜21推進会議」により、具体的な施策が企画・推進・展開される。</p> <p>2 各区において、市民・各種団体・行政などの協働により、健康づくり活動が継続的に展開される。</p>	<p>1 「健康横浜21推進会議」(7月・3月)における、具体的な推進施策を構築・展開。(次期計画策定の検討、新たな普及啓発活動、市民ライフサイクルに応じた効果的な健康づくり施策の検討等)</p> <p>2 重点分野「食習慣の改善」「運動の推進」「受動喫煙防止」について、各区における市民・各種団体・行政などが協働した事業実施への支援</p> <p>3 「健康横浜21」の普及啓発</p> <p>4 民間企業等との協働による健康啓発(5月～2月)</p>																		

年度当初の現状課題	目標達成後のあるべき姿	具体的取組内容・目標数値等
9 衛生研究所の再整備		
<p>衛生研究所は、食中毒や感染症、有害物質などによる健康被害から市民を守る機関として、本市の健康危機管理の一翼を担っている。</p> <p>主な機能として、食中毒や新型インフルエンザ等感染症などの健康危機発生に対応するため、24時間、365日迅速に検査を行う体制を整えている。また、年々増加する輸入食品や残留農薬、食品添加物等による健康被害を予防するための試験検査も行っている。</p> <p>しかし、近年遺伝子組み換え食品やアレルギー物質含有食品等に対する食の安全への関心の高まりなどをふまえ、新たな機能や強化すべき機能を整備する必要がある。</p> <p>さらに、築40年が経過し、現在の建物は、老朽化が進んでいるとともに、狭隘かつ危険な状況になっていることから、早急に移転整備を行う必要がある。</p> <p>なお、平成18年度にまちづくり調整局が実施した公共施設耐震診断の結果、平成27年度までに耐震工事を完了することが必要な施設とされている。</p>	<p>1 横浜市衛生研究所再整備基本構想(仮称)が策定され、それに基づいた22年度予算が確保できている。</p> <p>2 22年度の基本設計及び用地調査実施に向けた準備ができています。</p>	<p>1 横浜市衛生研究所再整備基本構想(仮称)の策定 (1) 新衛生研究所機能及び運営管理等の検討(12月) (事業内容、施設規模、設備、配置等) (2) PFIによる整備等最適な整備手法についての検討(3月)</p> <p>2 基本設計及び用地調査実施に向けた準備(3月)</p>
10 墓地のあり方検討		
<p>平成19年度に実施した市民アンケート調査によれば、墓地の取得を希望する市民が25%存在し、墓地の取得ニーズは依然として高い状況にあるが、メモリアルグリーンの芝生型墓地の公募が21年度で終了するため、以降、家族型市営墓地の供給見込みがなくなる。</p> <p>一方、市内各所で墓地の設置をめぐる紛争が長期化・深刻化しているため、民営墓地に係る紛争の発生防止や解決が求められている。そこで、今後の横浜市の墓地のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>横浜市の墓地のあり方について検討することで、市民ニーズが十分に反映された墓地整備の考え方が決定する。</p>	<p>1 墓地のあり方研究会での検討事項 (1) 横浜市における墓地の現状と墓地問題 (2) 市民ニーズを踏まえた市営墓地整備の考え方等</p> <p>2 スケジュール (1) 研究会を4回程度開催し、墓地のあり方を検討(8月～1月)</p> <p>(2) 横浜市墓地のあり方研究会報告書を公表(3月)</p>